

立川市第7次障害者計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



令和7（2025）年

立川市

目 次

第1章 計画の概要

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画期間	3
第4節	計画の理念と基本方針	4
第5節	計画の体系	5

第2章 計画を取り巻く状況

第1節	国の動向	6
第2節	本市の動向	9
第3節	本市の状況	10
1	障害者（児）数の推移	10
2	就学等の状況	21
3	雇用・就労等の状況	24

第3章 計画の展開

第1節	基本方針1	障害者の権利擁護の推進	27
	＜取組施策1＞	地域共生社会の推進	27
第2節	基本方針2	相談体制の整備	40
	＜取組施策2＞	相談支援体制の強化	40
第3節	基本方針3	地域生活の支援	43
	＜取組施策3＞	地域生活支援体制の整備	43
	＜取組施策4＞	子育て支援・教育の充実	50
	＜取組施策5＞	安全な生活環境の確保	59
第4節	基本方針4	自立に向けた就労支援・社会参加の促進	62
	＜取組施策6＞	雇用・就労支援の充実	62
	＜取組施策7＞	社会活動参加の推進	65

第4章 計画の推進等

第1節 計画の推進	72
第2節 計画の進捗管理	72
第3節 計画の見直し	72

資料編

1 用語解説	74
2 立川市障害者施策推進委員会	79
3 市民参加	81
4 庁内体制	85
5 関係要綱	86
6 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく主なサービス	90
7 立川市の障害者（児）サービス事業所・施設等	93

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本計画は、障害者施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するために策定する計画であり、障害者施策の基本的方向と具体的方策を明らかにして推進することにより、障害者福祉の向上を図ります。

第2節 計画の位置づけ

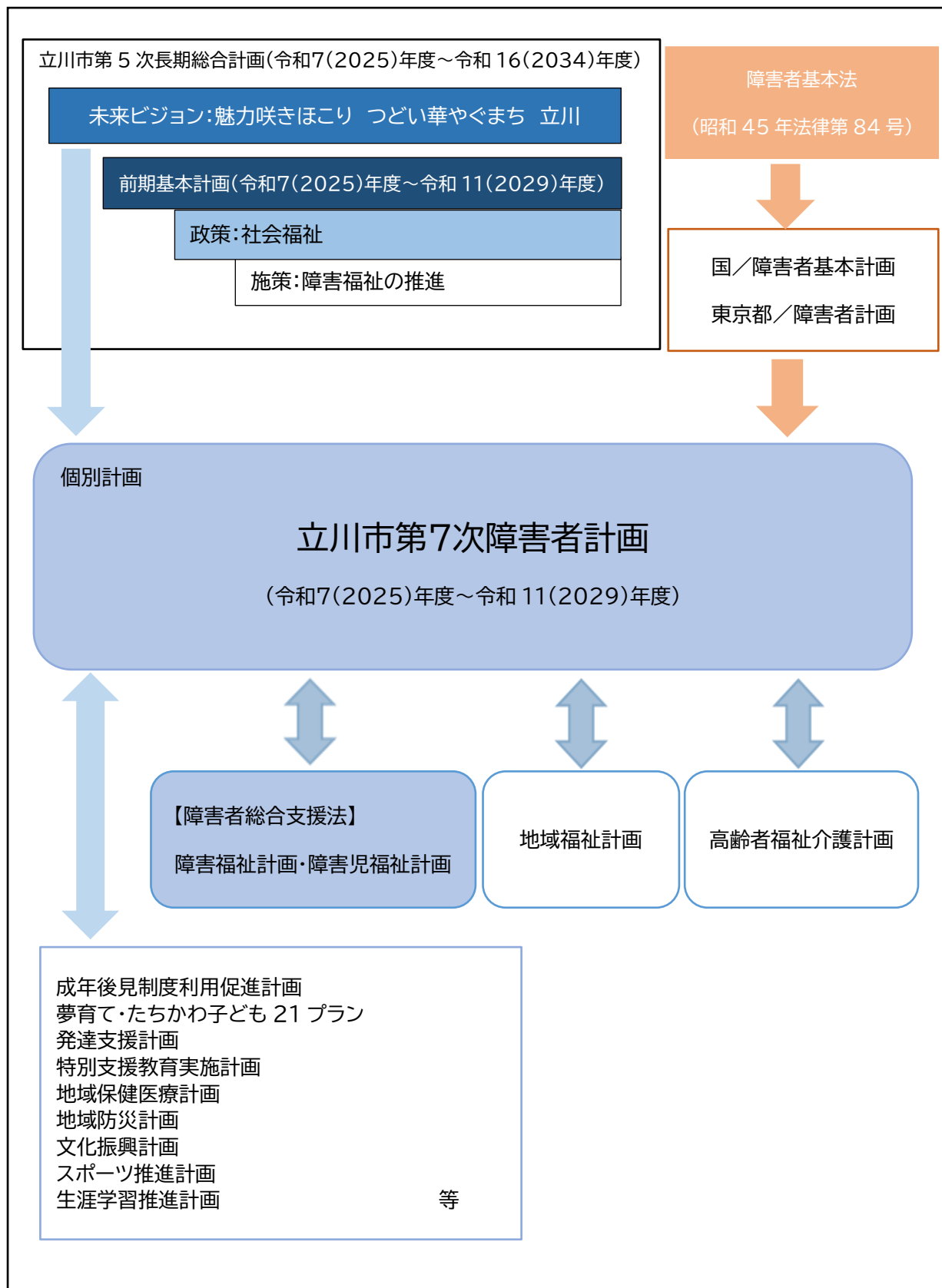
本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者のための施策に関する基本的な計画です。策定にあたっては、障害者基本計画（内閣府）及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえることとされています。

また、市政運営の指針となる「第5次長期総合計画前期基本計画」を最上位計画とした「社会福祉」分野における個別計画であり、関連する他の個別計画等と整合を図っています。

令和2（2020）年度に策定した、「立川市第6次障害者計画」が令和6（2024）年度で計画期間の終了となるため、それを引き継ぐ次期計画となります。

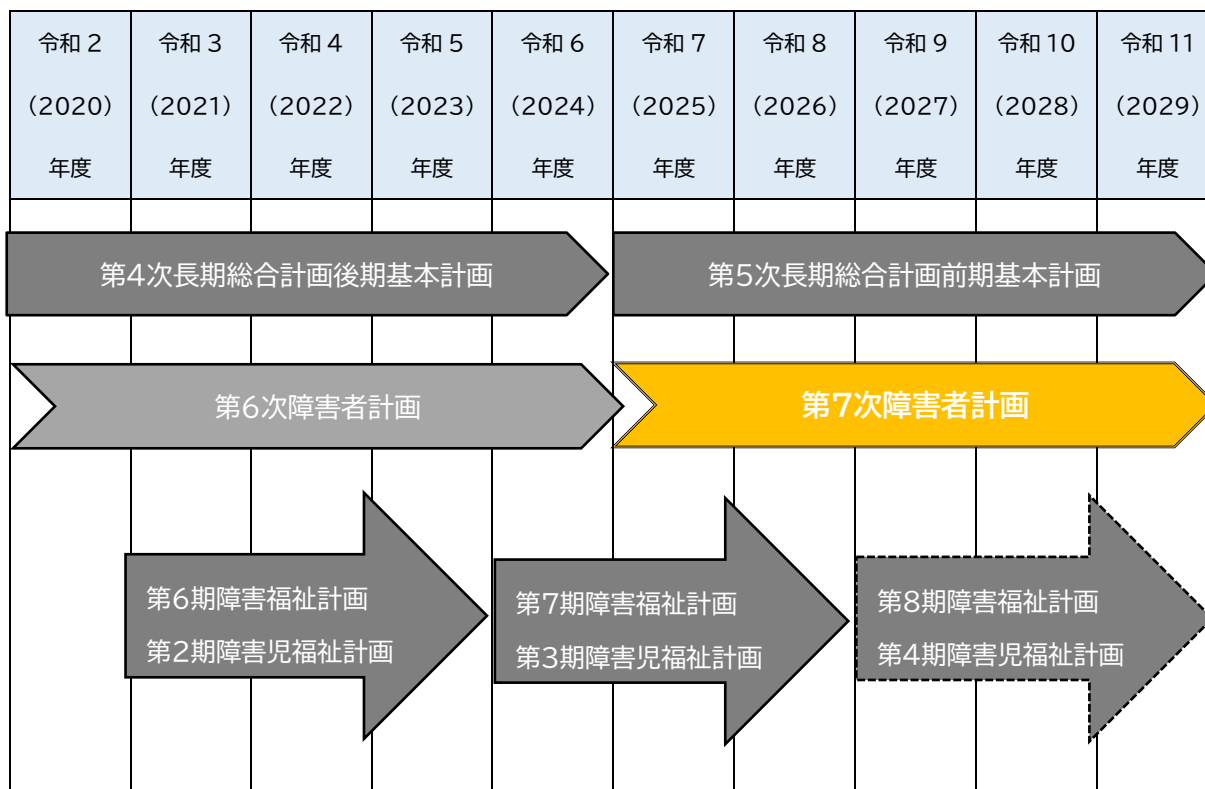
なお、本計画の理念や基本方針を踏まえ、国の基本指針に則り、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するために、種類ごとの必要な見込み量やその確保のための方策を定めた実施計画として「立川市障害福祉計画・障害児福祉計画」があります。

計画の関係図



第3節 計画期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間としています。



第4節 計画の理念と基本方針

本計画の最上位計画である「立川市第5次長期総合計画（令和7（2025）年度～令和16（2034）年度）」の基本構想において、未来ビジョン「魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川 ～新風を吹き込み 美風を守る～」の実現に向けて、3つの視点からコンセプトを定め、まちづくりの方向性を示しています。これらのまちづくりコンセプトは、「くらしに安全とやすらぎを」、「人もまちも挑戦し続ける」「連携と改革により時代を切り拓く」となっています。

第7次障害者計画では、上記のコンセプトを踏まえ、第6次障害者計画の理念や基本方針を引き継ぎつつ、平成30（2018）年4月に施行した本市独自の「障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に沿ったものとして、以下の理念と基本方針を掲げ、障害者施策を推進していきます。

理念

障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境を整備します

基本方針

1. 障害者の権利擁護の推進
2. 相談体制の整備
3. 地域生活の支援
4. 自立に向けた就労支援・社会参加の促進

第5節 計画の体系

この計画では、理念をもとに4つの基本方針を掲げ、実現のための7つの主な取組施策を定め、各施策のもとに具体的な取組内容を示して体系化しています。

理念	基本方針	取組施策	取組内容
障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境を整備します	1 障害者の権利擁護の推進	1 地域共生社会の推進	1 障害を理由とする差別の解消の推進と障害理解の促進
			2 障害者虐待の防止
			3 権利擁護の推進
			4 成年後見制度の利用促進
			5 意思疎通の支援
			6 情報提供の推進
			7 地域とのつながり
			8 バリアフリーの推進
	2 相談体制の整備	2 相談支援体制の強化	1 相談支援体制の充実
			2 相談支援機関の質の向上
	3 地域生活の支援	3 地域生活支援体制の整備	1 福祉人材の確保とスキルアップ
			2 障害福祉サービス等の提供
			3 住まいの確保
			4 地域移行の促進
			5 高齢化や親亡き後等を見据えた居住支援体制の整備と運用
		4 子育て支援・教育の充実	1 早期発見・早期支援
			2 子育て支援
			3 連携体制の構築と促進
			4 教育支援の充実
			5 障害理解の推進
		5 安全な生活環境の確保	1 防災対策と災害時の支援
			2 防犯対策の推進
	4 自立に向けた就労支援・社会参加の促進	6 雇用・就労支援の充実	1 一般就労の促進と定着支援
			2 福祉的就労の充実
		7 社会活動参加の推進	1 日中活動及び余暇支援の充実
			2 文化芸術活動の推進
			3 スポーツ活動の推進
			4 生涯学習環境の整備

第2章 計画を取り巻く状況

第1節 国の動向

平成 18（2006）年 12 月

国連総会において「障害者の権利に関する条約」採択

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約

平成 19（2007）年 9 月

日本国が「障害者の権利に関する条約」署名

⇒条約の締結に向けた国内法の整備が必要となる

平成 21（2009）年 12 月

「障がい者制度改革推進本部」設置

集中的に国内制度の改革を推進

平成 23（2011）年 6 月

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の成立

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律

平成 23（2011）年 8 月

「障害者基本法」の改正

<目的規定の見直し>

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現

<障害者の定義の見直し>

身体・知的・精神に加え、発達障害、その他の心身の機能の障害がある者と範囲を拡大するとともに、社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義し、「社会モデル」の概念を取り入れた

<合理的配慮>

障害者権利条約においてうたわれている「合理的配慮」が盛り込まれた

平成 24 (2012) 年 6 月

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」(障害者総合支援法)の成立

<改正障害者基本法の目的を踏まえた基本理念の創設>

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われること

<障害者の範囲の見直し> 障害者の範囲に難病等を加え「制度の谷間」を埋める

<その他> 障害支援区分の創設、サービス基盤の計画的整備等

平成 25 (2013) 年 6 月

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の成立

障害者基本法の基本的な理念に則り、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の改正

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じた

平成 26 (2014) 年 1 月

「障害者の権利に関する条約」批准、同年2月国内発効

令和3（2021）年5月

「障害者差別解消法」の改正

事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置が強化された

令和3（2021）年6月

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした法律

令和4（2022）年5月

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の成立

障害者による情報の取得利用及び意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律

令和4（2022）年12月

「障害者総合支援法」「障害者雇用促進法」等の改正

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等に関する規定が盛り込まれた

第2節 本市の動向

平成12（2000）年度～平成26（2014）年度 立川市第3次長期総合計画

立川市第2次地域福祉総合計画

平成12（2000）年度～平成16（2004）年度 ※障害者計画を包含

立川市第3次障害者福祉計画

平成17（2005）年度～平成21（2009）年度 ※個別計画へ

平成17（2005）年度「立川市障害者施策推進委員会」の設置

→ 計画の推進等にかかる検討、進捗管理

平成20（2008）年度「立川市自立支援協議会」の設置

→ 関係機関による地域課題の共有、連携強化及び課題解決に向けた協議

立川市第4次障害者計画

平成22（2010）年度～平成26（2014）年度

平成27（2015）年度～令和6（2024）年度 立川市第4次長期総合計画

立川市第5次障害者計画

平成27（2015）年度～平成31（2019）年度

「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」施行

平成30（2018）年4月

「立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会」の設置

→ 差別に関する紛争解決、差別解消や障害理解の取組・普及啓発

立川市第6次障害者計画

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

第3節 本市の状況

1 障害者（児）数の推移

（1）立川市の障害者数並びに構成比

障害者の状況を人口当たりの人数で見ると、立川市の身体障害者数は 27.1 人／千人であり、東京都や全国に比べて構成比が低くなっています。

一方、知的障害者数は 8.4 人／千人で、構成比は東京都より高く全国より低くなっており、精神障害者数は、14.5 人／千人で、東京都や全国よりも構成比が高くなっています。

障害者の状況 ※1

単位：人、人／千人

	人 口	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		人 数	人/千人	人 数	人/千人	人 数	人/千人
立川市	185,737	5,033	27.1	1,551	8.4	2,694	14.5
東京都	13,939,890	486,907	34.9	103,854	7.5	163,172	11.7
全国 ※2	124,002,000	4,783,069	38.6	1,115,962	8.8	1,448,917	11.6

※1 人口及び人数は外国人を含む人数

※2 全国の人口は国勢調査に基づく「人口推計」による数値のため参考値

人口：令和 6（2024）年 4 月 1 日時点

各障害者数：令和 6（2024）年 3 月 31 日時点

（出典）

人口…立川市：住民基本台帳町丁別世帯と人口（立川市戸籍住民課）

東京都：住民基本台帳による世帯と人口（東京都総務局）

全 国：人口推計（総務省統計局）

各障害者数…立川市：各手帳交付台帳（立川市障害福祉課）

東京都：福祉・衛生行政統計（東京都福祉局）

全 国：福祉行政報告例、衛生行政報告例（厚生労働省）

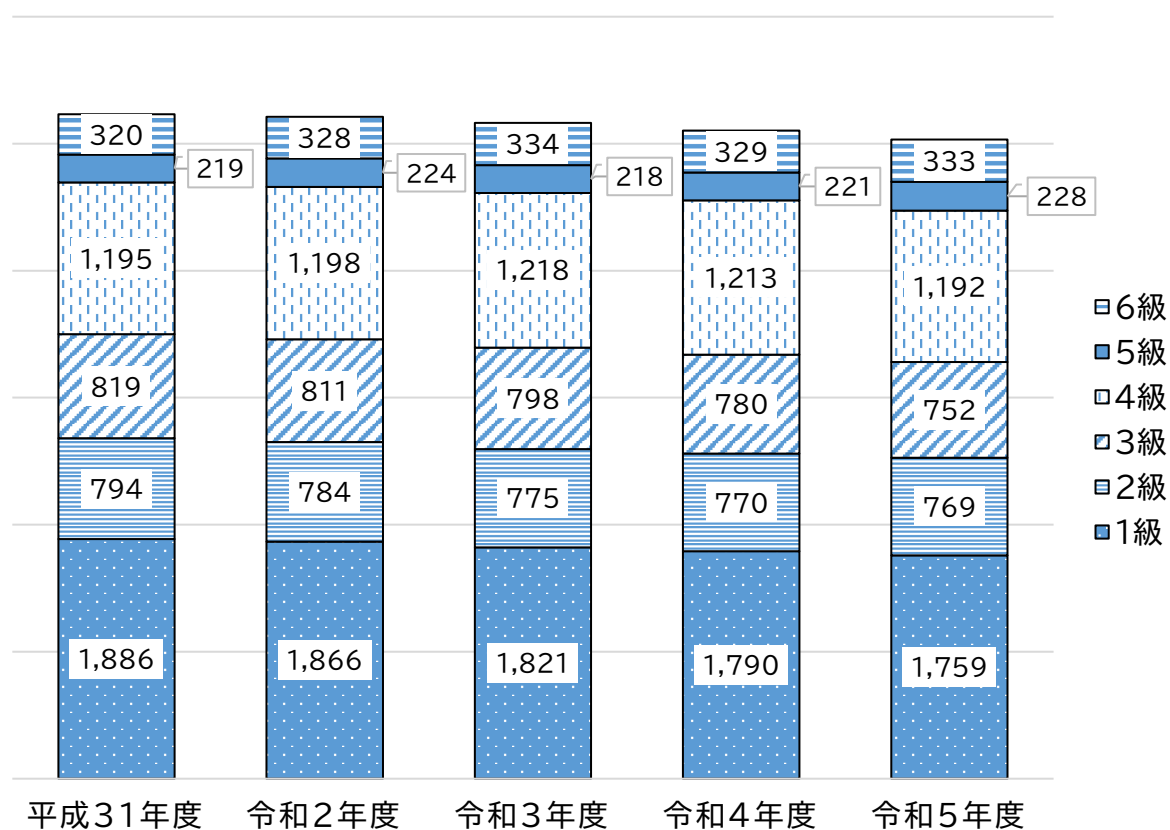
（2） 障害者別の推移

①身体障害者

立川市の身体障害者数は、平成31（2019）年度から令和5（2023）年度の間は微減傾向にあります。また、障害等級別に構成比を見ると、5級・6級が微増傾向、その他の級が横ばいから微減傾向にありますが、全体としては1級・2級の方が全体の50%以上を占めています。

身体障害者手帳所持者の障害等級別推移（各年度末時点）

単位：人



単位：人、％

		平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	人 数	1,886	1,866	1,821	1,790	1,759
	構成比	36.0	35.8	35.3	35.1	34.9
2 級	人 数	794	784	775	770	769
	構成比	15.2	15.0	15.0	15.1	15.3
3 級	人 数	819	811	798	780	752
	構成比	15.7	15.6	15.5	15.3	14.9
4 級	人 数	1,195	1,198	1,218	1,213	1,192
	構成比	22.8	23.0	23.6	23.8	23.7
5 級	人 数	219	224	218	221	228
	構成比	4.2	4.3	4.2	4.3	4.5
6 級	人 数	320	328	334	329	333
	構成比	6.1	6.3	6.5	6.4	6.6
計	人 数	5,233	5,211	5,164	5,103	5,033

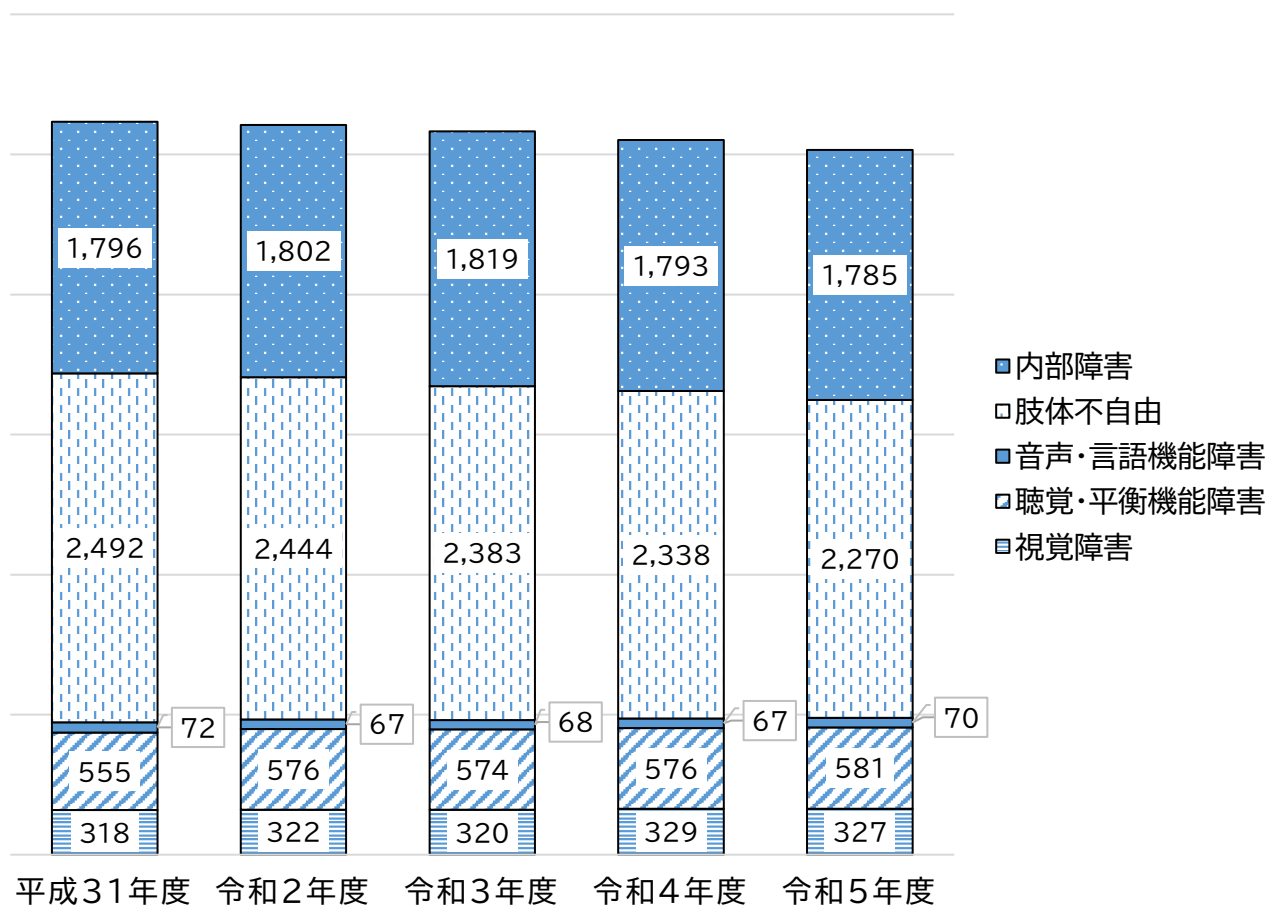
（出典）身体障害者手帳交付台帳（立川市障害福祉課）

注：構成比は端数処理のため、合計が必ずしも 100％とならない場合があります。

障害別にみると、肢体不自由が約50%、次いで内部障害が約30%、両者で80%超となっています。過去5年間の推移をみると、肢体不自由の総数は減少していますが、内部障害は横ばい傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の障害別推移（各年度末時点）

単位：人



単位：人、％

		平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	18 歳未満	5	5	5	5	5
	18 歳以上	313	317	315	324	322
	計	318	322	320	329	327
	構成比	6.1	6.2	6.2	6.4	6.5
聴覚・平衡 機能障害	18 歳未満	31	31	30	33	32
	18 歳以上	524	545	544	543	549
	計	555	576	574	576	581
	構成比	10.6	11.1	11.1	11.3	11.5
音声・言語 機能障害	18 歳未満	0	0	0	1	1
	18 歳以上	72	67	68	66	69
	計	72	67	68	67	70
	構成比	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4
肢体不自由	18 歳未満	76	75	77	83	79
	18 歳以上	2,416	2,369	2,306	2,255	2,191
	計	2,492	2,444	2,383	2,338	2,270
	構成比	47.6	46.9	46.1	45.8	45.1
内部障害	18 歳未満	24	24	23	22	24
	18 歳以上	1,772	1,778	1,796	1,771	1,761
	計	1,796	1,802	1,819	1,793	1,785
	構成比	34.3	34.6	35.2	35.1	35.5
計	18 歳未満	136	135	135	144	141
	18 歳以上	5,097	5,076	5,029	4,959	4,892
	計	5,233	5,211	5,164	5,103	5,033

（出典）身体障害者手帳交付台帳（立川市障害福祉課）

注：構成比は端数処理のため、合計が必ずしも 100％とならない場合があります。

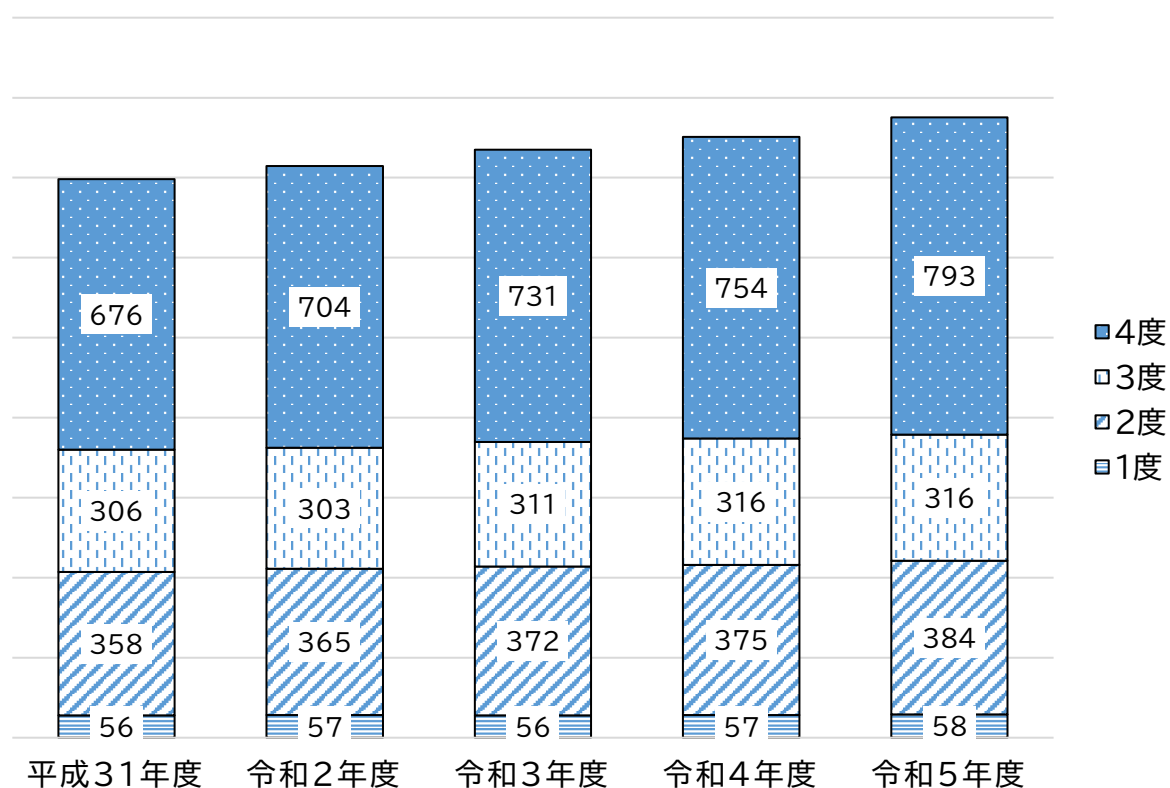
②知的障害者

立川市の知的障害者数は毎年増加し、全体で平成31（2019）年度の1,396人から令和5（2023）年度の1,551人へと、約1.1倍に増えています。

また、程度別にみると、4度（軽度）が5割弱を占めていますが、全体的な程度ごとの比率は大きく変化していないことがわかります。

療育手帳（愛の手帳）所持者の障害程度別推移（各年度末時点）

単位：人



単位：人、％

		平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 度 (最重度)	18 歳未満	10	10	9	7	8
	18 歳以上	46	47	47	50	50
	計	56	57	56	57	58
	構成比	4.0	4.0	3.8	3.8	3.7
2 度 (重度)	18 歳未満	59	64	69	72	78
	18 歳以上	299	301	303	303	306
	計	358	365	372	375	384
	構成比	25.6	25.5	25.3	25.0	24.8
3 度 (中度)	18 歳未満	77	71	78	84	81
	18 歳以上	229	232	233	232	235
	計	306	303	311	316	316
	構成比	21.9	21.2	21.2	21.0	20.4
4 度 (軽度)	18 歳未満	141	152	157	172	188
	18 歳以上	535	552	574	582	605
	計	676	704	731	754	793
	構成比	48.4	49.3	49.7	50.2	51.1
計	18 歳未満	287	297	313	335	355
	18 歳以上	1,109	1,132	1,157	1,167	1,196
	計	1,396	1,429	1,470	1,502	1,551

(出典)療育手帳(愛の手帳)交付台帳(立川市障害福祉課)

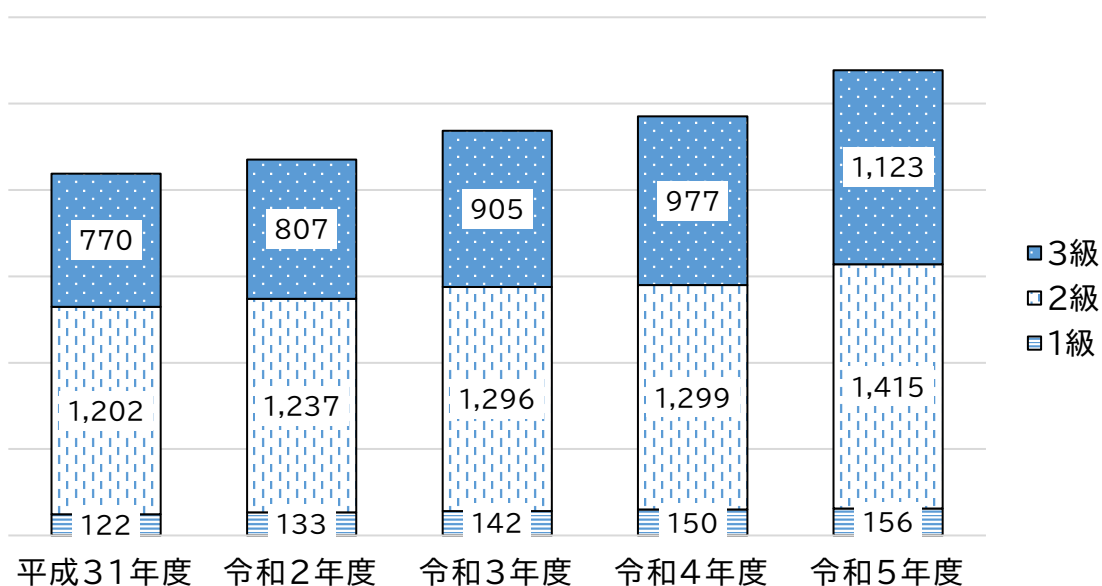
注：構成比は端数処理のため、合計が必ずしも 100% とならない場合があります。

③精神障害者

立川市の精神障害者数は毎年増加し、全体で平成 31（2019）年度の 2,094 人から令和 5（2023）年度の 2,694 人へと、約 1.3 倍に増えています。

また、等級別にみると、3 級の値の増加が顕著で、構成比も増加傾向にあります。1 級、2 級の値も増加していますが、全体に占める比率としては 1 級が横ばい、2 級は若干低くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別推移（各年度末時点） 単位：人



単位：人、%

		平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	人数	122	133	142	150	156
	構成比	5.8	6.1	6.1	6.2	5.8
2 級	人数	1,202	1,237	1,296	1,299	1,415
	構成比	57.4	56.8	55.3	53.5	52.5
3 級	人数	770	807	905	977	1,123
	構成比	36.8	37.1	38.6	40.3	41.7
計		2,094	2,177	2,343	2,426	2,694

（出典）精神障害者保健福祉手帳台帳（立川市障害福祉課）

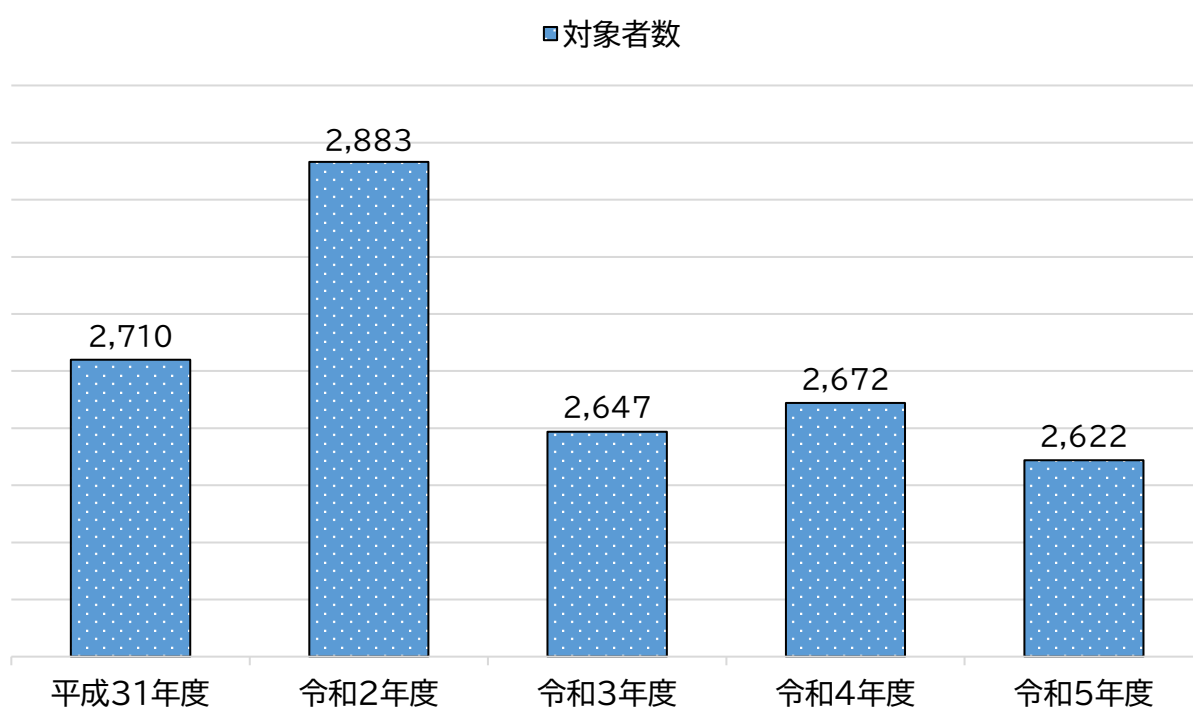
注：構成比は端数処理のため、合計が必ずしも 100% とならない場合があります。

④難病患者

立川市の難病患者（東京都医療費助成対象者）数は、平成31（2019）年度の2,710人から令和5（2023）年度の2,622人へと、約3%減少しました。令和3（2021）年2月末に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有効期間の延長措置が終了し一時的に減少しましたが、毎年300人以上の新規申請があります。

東京都医療費助成対象者の推移（各年度末時点）

単位：人



（出典）決算説明資料事務報告（立川市障害福祉課）

（3）施設入所等の状況

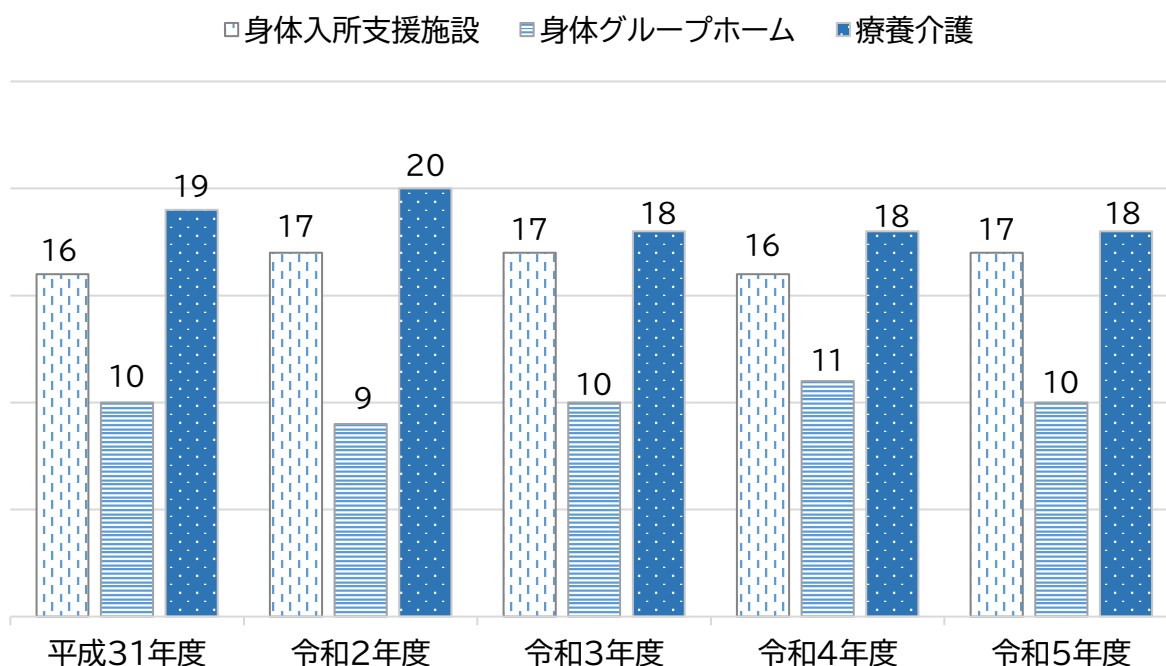
立川市の身体障害者の施設、グループホーム等の利用者数は全体としては概ね横ばいの傾向にあります。

知的障害者については、施設が横ばい、グループホームが増加の傾向にあります。都内のグループホームの設置が進んだことが理由の一つと考えられますが、あわせて従来在宅で介護を担ってきた家族の高齢化の課題もあり、今後のさらなる利用増加が見込まれます。

精神障害者については、グループホームの利用者数が増加の傾向にあります。地域生活の移行の促進のため、グループホームの設置増や施策等が整備されつつあることや、面会制限や外出制限等を設けていた精神科病院の感染症対策が緩和されてきたことが理由の一つと考えられます。

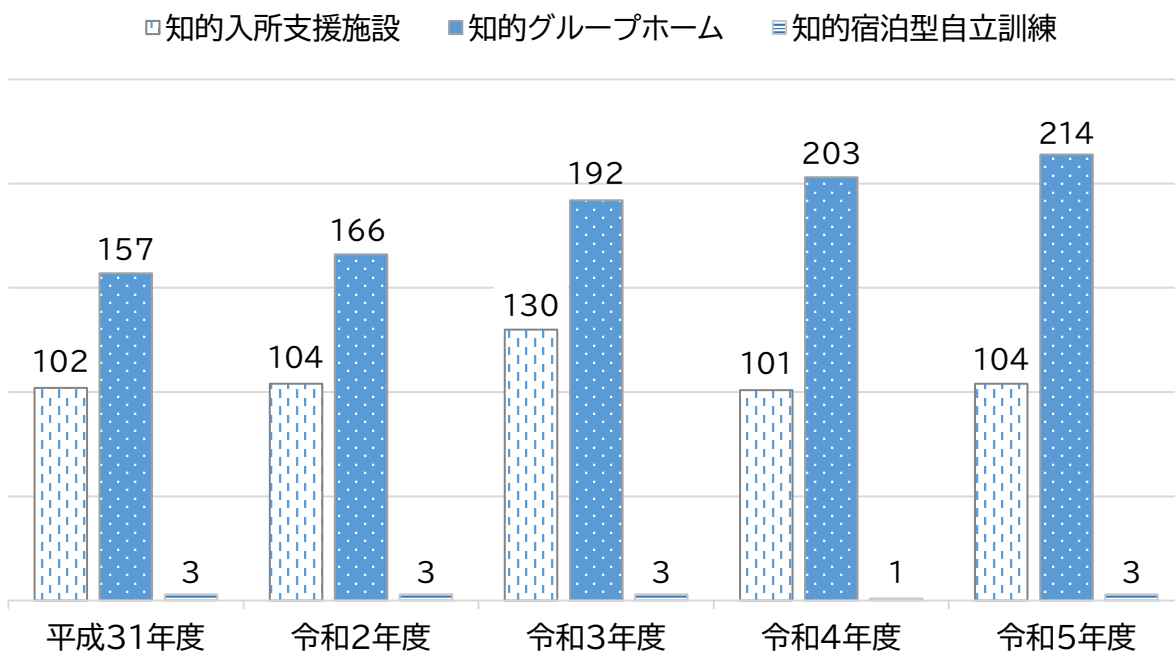
身体障害者施設等入所者数の推移（各年度末時点）

単位：人



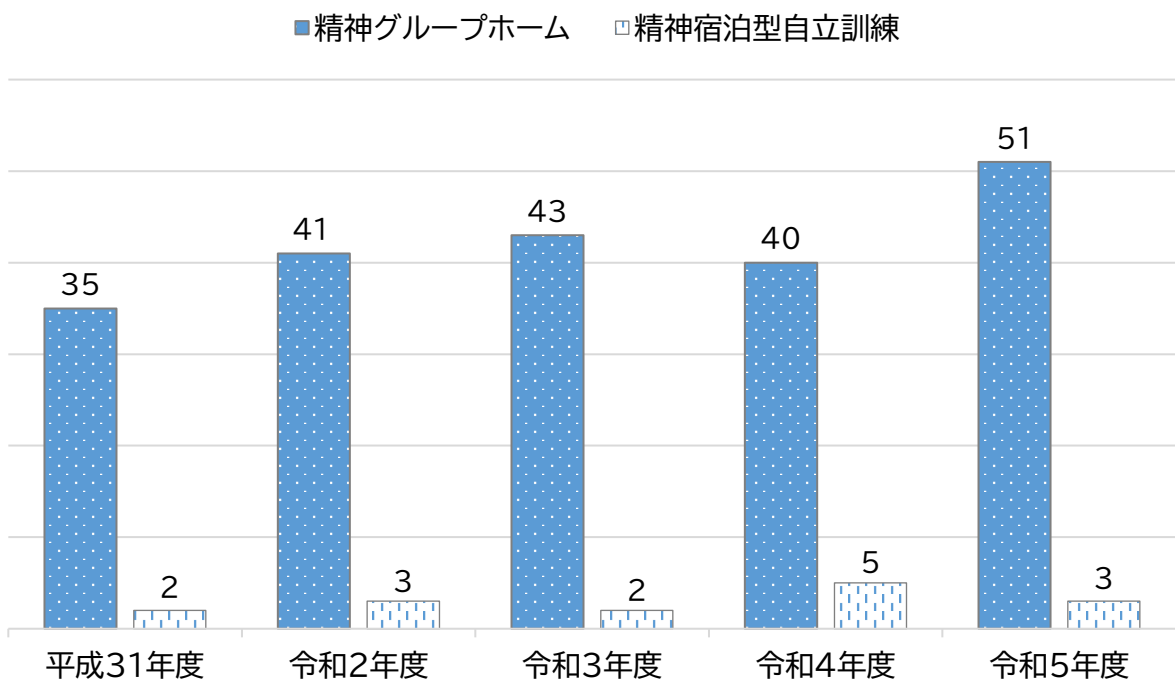
知的障害者施設等入所者数の推移（各年度末時点）

単位：人



精神障害者グループホーム等利用者数の推移（各年度末時点）

単位：人



（出典）自立支援給付受給者台帳（立川市障害福祉課）

2 就学等の状況

(1) 心身障害児通園施設

立川市では、心身障害児通園施設（ドリーム学園）を設置しており、25 人が通園しています。この施設では、2 歳から就学前の心身障害児の総合的な機能訓練など、心身障害児の療育及び発達支援を行っています。

ドリーム学園の園児数（令和6（2024）年4月1日時点） 単位：人

	園児数
2 歳	0
3 歳	9
4 歳	11
5 歳	5
計	25

（出典）ドリーム学園（立川市児童発達支援センター）

(2) 幼稚園・保育園

立川市には、幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）が11 園、保育園（幼保連携型認定こども園含む）が35 園設置されており、190 人の障害児が通園しています。

幼稚園及び保育園における障害児数 単位：人

	公 立	私 立	計
幼稚園	-	48	48
保育園	34	108	142

幼稚園：令和6（2024）年5月1日時点

保育園：令和6（2024）年4月1日時点

（出典）令和6（2024）年度私立幼稚園 障害児受入調査（立川市保育課）

障害児・気になる子・アレルギー対応調査（立川市保育課）

(3) 特別支援学級・特別支援教室

立川市では、障害のある児童・生徒の特性に合わせた教育を行うため、小学校に特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室を、中学校に特別支援学級、特別支援教室を設置しています。

小学校では自閉症・情緒障害特別支援学級が2校、知的障害特別支援学級が7校設置されています。また、特別支援教室は全校に、言語障害通級指導学級（ことばの教室）が2校、難聴通級指導学級（きこえの教室）が1校に設置されています。中学校では知的障害特別支援学級が3校、特別支援教室は全校に設置されています。

小中学校における特別支援学級

単位：校、学級、人

	設置校数	学級数	児童・生徒数
小学校 (自閉症・情緒障害)	2	7	49
小学校(知的)	7	19	130
中学校(知的)	3	12	87

小学校における通級指導学級

単位：校、学級、人

	設置校数	学級数	児童・生徒数
言語障害	2	6	95
難聴	1	1	8

小中学校における特別支援教室

単位：校、人

	設置校数(全校)	学級数	児童・生徒数
小学校	19	-	329
中学校	9	-	160

※特別支援教室は学級編制を行っていません。

いずれも令和6（2024）年5月1日時点
（出典）立川の教育 令和6年度版（立川市教育委員会）

(4) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

立川市には学童保育所が38か所あり、28人の障害児が在籍しています。

学童保育所における障害児数（令和6（2024）年4月1日時点）単位：か所、人

	学童保育所数	在籍障害児数
公設公営	19	16
公設民営	19	12
計	38	28

（出典）令和6（2024）年度 学童保育所入所者数（立川市子ども育成課）

(5) 特別支援学校

立川市に在住し、特別支援学校に在籍している児童・生徒が240人います。

特別支援学校在籍者数（令和6（2024）年4月1日時点） 単位：人

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
八王子盲学校	0	1	2	0	3
中央ろう学校	-	-	0	2	2
立川学園	1	65	35	0	101
永福学園	-	-	-	2	2
南大沢学園	-	-	-	14	14
青峰学園	-	0	0	11	11
武蔵台学園	-	9	7	49	65
府中けやきの森学園	-	0	0	0	0
羽村特別支援学校	-	4	1	4	9
小平特別支援学校	-	0	0	0	0
村山特別支援学校	-	14	9	10	33
計	1	93	54	92	240

（出典）各校への聞き取りによる（立川市障害福祉課）

3 雇用・就労等の状況

(1) 障害者の就職状況

立川公共職業安定所管内（立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市）における障害者の令和5（2023）年度新規求職者数は1,663人であり、その内569人が就職しています。この就職者数は新規求職者数の34.2%となっています。

障害者の就職状況（令和5（2023）年度立川管内分）

単位：人

区 分	障害種別	就職者数	うち重度	新規求職者数
第一種	身体障害者	138	56	377
第二種	知的障害者	87	13	187
	精神障害者・その他	344	-	1,099
計		569	69	1,663

（出典）立川公共職業安定所への聞き取りによる（立川市障害福祉課）

(2) 障害者の雇用状況の推移

「障害者の雇用の促進等に関する法律」による身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況報告から、立川公共職業安定所管内における障害者の雇用状況をみると、雇用率は平成31（2019）年度の2.02%から令和5（2023）年度の2.25%へと推移しています。また、法定雇用率を達成している企業は、平成31（2019）年度から概ね増加傾向でしたが、令和3（2021）年度には基準の変更の影響で減少していると思われます。

障害者の雇用状況（立川管内）

単位：社、人、%

		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
企業数		518	500	518	532	531
常用労働者数		108,811	110,577	112,227.5	111,549	109,632.5
算定労働者数		98,307.5	100,327	101,695.5	101,286	99,217
障害者数	身体障害者	1,090	1,096	1,103.5	1,094	1,100
	知的障害者	565.5	632	630	595	583.5
	精神障害者	327.5	375.5	417	444.5	550
	計	1,983	2,103.5	2,150.5	2,133.5	2,233.5
雇用率		2.02	2.10	2.11	2.11	2.25
雇用率達成企業の割合		43.2	43.8	41.7	42.5	45.6

（出典）立川公共職業安定所への聞き取りによる（立川市障害福祉課）

対象企業：管内に本社を有する常用雇用者43.5人以上の企業

ただし、令和3（2021）年3月までは常用雇用者45.5人以上の企業

法定雇用率：全労働者数から除外率相当の労働者を減じた数の2.3%以上

ただし、令和3（2021）年3月までは2.2%以上

(3) 立川市障害者就労支援事業の状況

市の就労支援事業の登録者数は、障害種別に関わらず、毎年増加しています。

障害別登録者数（各年度末時点）

単位：人

	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者	15	15	16	19	22
知的障害者	162	169	186	200	206
精神障害者	47	55	59	66	79
計	224	239	261	285	307

（出典）就労支援事業実績報告書（立川市障害福祉課）

登録者の就職状況、離職状況について、年度により若干の増減はあるものの、件数としては概ね横ばい傾向にあります。また、就労継続者は、概ね増加しています。

就労支援事業実績（各年度中の実績の合計）

単位：人、件

	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
過年度からの就労継続者	191	189	217	240	237
就職件数	20	28	29	28	24
離職件数	13	8	11	13	13

（出典）就労支援事業実績報告書（立川市障害福祉課）

第3章 計画の展開

第1節 **基本方針1** 障害者の権利擁護の推進

<取組施策1> 地域共生社会の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進と障害理解の促進

第6次障害者計画期間の振り返り

- 「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の周知・啓発のため、短編映画「バリアフルライフ」作成等の啓発事業を進めました。
- いきいきたちかわ出前講座を実施し、条例をテーマに研修を開催しました。
- ヘルプマーク及びヘルプカードを市内4か所で随時、配布しました。
- 小学生向け条例ガイドブックを市立小学校4年生及び教職員全員へ配布し、障害理解教育を推進する教材として活用しました。

課題

- 障害者差別解消法が改正され、令和6（2024）年4月から事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されましたが、法律や条例に対する認知度は低い状況であり、障害理解や差別解消に向けた啓発が必要です。
- 差別をされたと感じたことがある障害のある方、障害を理由とする差別や偏見があると感じる市民も一定数いるため、条例の趣旨や特定相談の利用の仕方などを一層周知する必要があります。

今後の方針

- 条例に基づき設置された「障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会」と連携し、条例の周知啓発活動や差別に関する相談案件の解決に取り組んでいきます。
- 援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲の方に知らせることができる

ヘルプマークや、障害や疾病などのある方が、災害時や日常生活の中で困ったときに周囲の方に提示し、支援をお願いするヘルプカードを配布し、障害理解の促進に取り組んでいきます。

主な事業展開

□ 障害者差別解消等啓発事業 【障害福祉課】

障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別解消や合理的配慮の提供を促進するため、市民・事業者等を対象とした普及啓発や、主に小学生を対象とした障害に対する理解教育を推進します。

□ 障害を理由とする差別の相談（特定相談） 【障害福祉課】

市内4か所にある相談窓口において相談を受け、相互理解による解決に向けた調査・調整・助言・情報提供等を行います。また、事案の内容や対象に応じて、東京都の条例に基づき設置された広域支援相談員とも連携して対応します。

□ 障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会 【障害福祉課】

障害を理由とする差別に関する紛争の解決に向け、あっせんの申立てに対する市長からの諮問について調査及び審議を行います。また、差別の解消や障害の理解を促進するための普及啓発について検討し取り組みます。

□ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発 【障害福祉課】

市民・事業者等に対し、認知度の向上のための周知啓発を行うとともに、必要な方へ配布します。

□ 障害者週間 【障害福祉課】

障害者週間は、広く障害についての理解と関心を深めることや、障害のある人が様々な分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として作られたものです。立川市でも毎年12月初旬に、映画の上映、アート作品や小学生等の絵の展示など様々なイベントを行っています。

□ 出前講座 【障害福祉課】

平成30(2018)年4月1日から施行された「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」や、「障害者差別解消法」をもとに、障害の考え方や、「障害を理由とする差別」・「合理的配慮」等について、具体的な事例などを通じて説明し、理解を深めます。

□ 障害者自立生活支援事業 【障害福祉課】

障害者の主体的な自立生活を支援し、地域における障害者福祉の増進を図るため、障害者が主体となってサービスを提供する団体により実施する福祉サービス事業を支援します。事業の一環として、障害当事者の講師派遣や市内小中学校でのゲストティーチャーとして活動します。

「ヘルプカード」「ヘルプマーク」 立川市で配付しています

ヘルプカードとは？

あなたの支援が必要です。
ヘルプカード
立川市



障害や疾病などのある方が、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の方に提示して支援をお願いするためのカードです。

□対象となる方は…
立川市にお住まいの方または立川市の障害福祉サービスを受給の方で、身体・知的・精神に障害のある方、難病患者の方
その他、高次脳機能障害や発達障害などで日常生活に支障のある方

ヘルプマークとは？



外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲の方に知らせるためのマークです。

□対象となる方は…
立川市にお住まいの方または立川市の障害福祉サービスを受給の方で、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

配布場所

市障害福祉課（市役所1階1番窓口）
窓口サービスセンター（立川タクロス1階）
はぐくるりん、総合福祉センター

(2) 障害者虐待の防止

第6次障害者計画期間の振り返り

- 施設従事者を対象とした障害者虐待防止の学習会を開催し、事業所と共に再発防止の取組を強化しました。
- 地域あんしんセンターたちかわと協働し、立川市虐待防止マニュアルを更新しました。
- 子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）において、関係機関・団体と連携し、情報共有や支援の協議を行いました。また、児童虐待への理解促進に向けて周知啓発を行うとともに、家庭訪問等の見守りを通して、児童虐待の防止や早期発見・早期対応などに取り組みました。なお、虐待通告専用電話・オレンジリボンダイヤルについても継続して周知しました。
- 高齢者虐待の早期発見、防止のための地域支援ネットワークを目的とした連絡会である高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を開催し、虐待事案が発生した場合に迅速な対応が可能となるよう参加メンバーと検討しました。

課題

- 障害者虐待の相談・通報件数が増加する中で、障害者虐待防止法に関するより一層の周知啓発及び予防が必要です。
- 児童や高齢者など他分野の虐待防止のネットワークとの連携により、重層的な支援体制を構築し、複雑化・多様化する事案への対応を図っていく必要があります。

今後の方針

- 地域の関係機関との連携や施設従事者等への周知啓発により、引き続き障害者虐待の予防や早期発見、対応に努めます。

主な事業展開

- 障害者虐待防止センター 【障害福祉課・社会福祉協議会】
障害者虐待の通報・届出を受理し、調査・一時保護など障害者の保護のほか、虐

待した養護者の支援を行います。また、自立支援協議会権利擁護専門部会と連携し、研修会や啓発活動を実施することにより、市民や支援者の権利擁護意識の一層の向上と、早期発見・早期対応ができる地域の見守り体制を構築していきます。

□ 虐待防止に関するネットワーク

【障害福祉課・子ども家庭センター・高齢政策課】

障害者、子どもや高齢者などへの虐待を防止するため、子ども支援ネットワークや高齢者虐待防止ネットワークにより、情報共有や対応の検証を行い、関係機関による連携した支援を推進します。

(3) 権利擁護の推進

第6次障害者計画期間の振り返り

- 自立支援協議会権利擁護専門部会として、地域福祉コーディネーターと協働で、グループホーム連絡会を開催し、グループホーム間の交流と問題意識の共有を図りました。
- 自立支援協議会権利擁護専門部会として、障害者施設従事者向けの虐待防止に向けた研修会を開催しました。

課題

- 支援現場（障害福祉サービス事業者）の権利擁護意識の向上と合理的配慮の提供が求められています。
- グループホーム同士の横のつながりを深める必要があるため、支援現場における悩みや問題を把握して共有する必要があります。
- サービス利用者が自ら事業者やサービスを比較・選択できるよう、第三者評価の受審と結果公開の促進が求められています。

今後の方針

- 自立支援協議会権利擁護専門部会を中心に、グループホーム等の関係機関や地域のネットワークの構築、権利擁護や合理的配慮に関する意識の向上のための取組を

進めていきます。

主な事業展開

□ 自立支援協議会（権利擁護専門部会） 【障害福祉課】

地域における障害者の権利擁護及び虐待の防止、差別解消に資することを目的として活動しています。事業所職員へのアンケート調査や学習会の開催などを通じて、現場支援者の権利擁護（虐待防止）意識の向上につながる取組・しくみづくりを行います。

□ 第三者評価制度 【障害福祉課】

事業者が評価結果を公開することにより、利用者が様々な事業者やサービスを比較・選択できます。また、事業者も自らのサービスレベルの確認や、事業経営の課題等の改善のために役立てることができます。

□ グループホーム連絡会 【障害福祉課】

社会福祉協議会の協力のもと、市内の知的及び精神のグループホーム事業所の担当者が集まり、各担当者が法人の垣根を越えて相談や連携ができるしくみづくりにつながるよう、識者による講演や各担当者の交流による情報共有を行います。

（４）成年後見制度の利用促進

第6次障害者計画期間の振り返り

- 成年後見制度の利用を促進する体制を整備するため、令和4（2022）年度に成年後見制度利用促進計画を策定しました。
- 地域あんしんセンターたちかわによる出前講座、市民向け講演会、個別相談、研修情報の周知等で成年後見制度の利用促進を行いました。
- 成年後見制度の適切な利用を推進するため、福祉総務課、高齢政策課（旧：高齢福祉課）、障害福祉課及び地域あんしんセンターたちかわによる中核機関を立ち上げ、それぞれの意見集約、地域連携ネットワークの体制づくりを行いました。

課題

- 障害の重度化、親の高齢化や親亡き後の支援の継続が課題となっています。また、

障害者虐待の防止に成年後見制度は有効な手段として機能しています。障害者の権利擁護について理解を深め、成年後見制度の利用が的確に行われる環境づくりが求められています。

- 制度の内容や利用方法の周知、利用手続きの支援などによる意思決定支援の利用促進が求められています。

今後の方針

- 地域あんしんセンターたちかわ等と連携し、制度利用が適切に行われる環境づくりに取り組んでいきます。
- 関係機関や支援者を通じて、成年後見制度の周知や制度利用を促進します。
- 成年後見制度の見直しに向けた民法改正の動向を注視し体制を整えます。
- 令和7（2025）年度策定の「第2次成年後見制度利用促進計画」に基づき目標到達のための施策を推進します。

主な事業展開

□ 成年後見制度事業 【障害福祉課】

助成を受けなければ制度の利用が困難であると認められる方に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等について、全部又は一部を助成します。

□ 地域あんしんセンターたちかわ 【社会福祉協議会】

判断能力の十分でない方が、自らの財産を管理することなどが困難となった場合でも、地域で安心して生活できるよう成年後見制度を推進、普及します。また、制度の概要や利用手続きに関する相談支援、情報提供等を行います。

□ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） 【社会福祉協議会】

自己選択や自己決定など判断能力に不安のある高齢の方や障害のある方が、その人らしい生活を安心して送っていただけるよう支援します。定期的に自宅を訪問し、本人の意思に基づく福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理の支援、書類の預かりサービスなどを行います。

(5) 意思疎通の支援

第6次障害者計画期間の振り返り

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、手話通訳者養成講座は一部オンラインでの講義を取り入れる等臨機応変に実施しましたが、令和5（2023）年度からは、本来の講義形式である集合・対面形式に戻し、受講者に寄り添い充実した講義を展開しました。
- 意思疎通支援に関する国や東京都からの情報を注視し、引き続き、障害の特性に応じたコミュニケーション手段や機器の活用について検討しました。

課題

- 情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通に対する支援体制についての検討が必要です。
- 手話通訳者をはじめ、失語症向け意思疎通支援者、点訳・朗読奉仕員といった意思疎通支援者の養成や利用促進、デジタル技術を活用した意思疎通支援やコミュニケーション支援の機器の利用促進が求められています。

今後の方針

- 引き続き手話通訳者養成講座を充実させながら手話通訳者の確保を図り、手話通訳の利用希望に対し、円滑に対応できるよう取り組みます。
- デジタル技術を活用した遠隔手話通訳などの意思疎通支援ツールや必要な情報にアクセスするための情報通信機器について調査研究していきます。

主な事業展開

□ 手話通訳者養成事業 【障害福祉課】

初級・中級・上級・応用・専門の手話講座を開催しています。専門コース修了後、市の登録通訳者の試験を受けることができ、合格すると市の登録通訳者として、聴覚障害者等の申請に応じて手話通訳業務を行っています。

□ 手話通訳者設置事業 【障害福祉課】

障害福祉課の窓口到手話通訳ができる職員を常時配置し、聴覚障害のある方との意思疎通の円滑化を図ります。

□ 意思疎通支援事業 【障害福祉課】

聴覚に障害がある方に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

(6) 情報提供の推進

第6次障害者計画期間の振り返り

- 「誰もが利用しやすいホームページ」を目指して、市ホームページのウェブアクセシビリティに関する日本産業規格（JIS X 8341-3:2016）への対応や、職員へのアクセシビリティの周知に取り組みました。
- プッシュ型情報発信として、コミュニケーションアプリ「LINE」の公式アカウントを開設し、各種行政情報のほか、見守りメールと連携した災害情報等の緊急性の高い情報などについて、メッセージ配信を行いました。
- 会議、講演会の傍聴について手話通訳等を希望する場合のご案内を広報紙でお知らせしました。
- 2年に1度発行する市民便利帳で、心身に障害のある方への手当・助成制度や支援制度などを紹介しました。
- DAISY規格に対応した「声の広報」を身体障害者手帳1級～4級の視覚障害があり、希望する方へお届けしました。

課題

- 各種サービスの情報や内容の周知など、市ホームページ等を通じた丁寧な情報発信が求められています。
- 声の広報が必要な方への周知が必要です。

今後の方針

- 市ホームページにおけるウェブアクセシビリティの向上や、講演会等における手話通訳者の配置など、情報提供体制の整備を促進します。
- 障害者（児）及び家族等が、福祉サービスや社会資源に関する必要な情報を取得するため、広報や市ホームページ、パンフレット等によりわかりやすい情報提供を目指します。

主な事業展開

- 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上 【広報プロモーション課】
市ホームページでアクセシビリティが確保された情報提供を行います。ウェブアクセシビリティの維持と各課への周知の継続に取り組みます。
- 声の広報 【広報プロモーション課】
視覚障害者の方に市政や地域の情報を知っていただくため、「広報たちかわ」の内容を録音した、「声の広報」を原則として身体障害者手帳1級～4級の視覚障害があり、希望する方に無料で郵送しています。

（7）地域とのつながり

第6次障害者計画期間の振り返り

- 市内全6地域福祉圏内に各1人配置していた地域福祉コーディネーターを令和4（2022）年度から各地区2人ずつ配置し、誰もが地域で孤立することのない地域共生社会に向けて関係機関を含めた協力体制を構築しました。
- 障害当事者等から直接話を聴くヒューマンライブラリーを実施しました。各種依存症といった、偏見や差別を受けやすい方との対話を通じ、相互の理解・交流を図りました。
- 令和2（2020）年度から開設した社協YouTubeチャンネルにて、障害当事者グループの活動紹介動画等を掲載しました。
- 市内の社会福祉法人で構成する立川市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワ

ークにて、「制度の狭間にある方等への地域の参加支援」枠組みを完成させ、受入れ体制を整えました。

- 令和2（2020）年度から「地域福祉アンテナショップ」の設置を進め、各地域の特性に合わせ、誰もが気軽に立ち寄れる多機能型の拠点設置づくりを進めました。

課題

- 民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーターとの協力体制の構築が求められています。
- 障害当事者が地域で気軽に立ち寄り、交流できる場が十分ではありません。
- 障害者を支える団体や人を支えるしくみが不足しています。

今後の方針

- 民生委員・児童委員による活動への支援や関係機関を含めた協力体制を引き続きつくっていきます。
- 地域において、誰もが気軽に立ち寄り交流できる拠点（地域福祉アンテナショップ）の設置を進めます。
- 連絡会設置等により、障害者関係団体や機関の支援者支援を充実させます。

主な事業展開

- 民生委員・児童委員 【地域福祉課】
障害者団体等との交流、地域での見守り、相談・支援等に対し、情報提供などの活動の支援や社会福祉協議会等関係機関を含めた協力体制を引き続きつくっていきます。
- ボランティア・市民活動センターたちかわ 【市民協働課・社会福祉協議会】
主に小中学校を対象とした福祉教育事業や、地域での障害理解に関する体験プログラムや講座などを実施し、地域とのつながりや理解を深めていきます。

□ 地域福祉コーディネーター 【地域福祉課・社会福祉協議会】

地域の様々な団体（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等）と連携し、地域住民の相談に応じて必要なサービスや機関へつなげます。また、引き続き学習や交流の場・機会をつくり、地域とのつながりを推進します。

□ 多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」の設置

【地域福祉課・社会福祉協議会】

生活に身近な圏域で、気軽に出入りできる「場」として、相談、専門職等との連携、地域活動の拠点等の機能を持つ多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」をそれぞれの地域の住民、事業者等との協働で企画・運営をしていきます。

（8）バリアフリーの推進

第6次障害者計画期間の振り返り

- 事業者に対し、東京都福祉のまちづくり条例に基づく適正な指導・助言を行いました。
- 立川市福祉のまちづくり指針に基づく「バリアフリー化推進事業計画」に沿った道路整備を進めました。
- 令和2（2020）年度にユニバーサルデザインに対応したJR立川駅周辺の案内サインと路面サイン等について整備を行いました。

課題

- 「第4次バリアフリー化推進事業計画」が令和7（2025）年度終了に伴う整備計画路線の見直しと更新が必要となります。また、「立川市福祉のまちづくり指針」は見直しの必要性などを確認する必要があります。

今後の方針

- 「第4次バリアフリー化推進事業計画」の令和7（2025）年度終了に伴う整備計画路線の見直しと更新により、引き続き計画的に道路整備を進めます。
- 「立川市福祉のまちづくり指針」の見直しなどの検討を行います。

- 「立川ターミナル整備計画」に基づき整備した、案内サイン及び路面サイン等の適正な維持・改善に努めます。

主な事業展開

- 東京都福祉のまちづくり条例事務 【福祉総務課】
「東京都福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく指導・助言により、民間建築物等のバリアフリー化を推進します。
- バリアフリー化推進 【道路課】
「立川市福祉のまちづくり指針」に基づき、整備計画路線の見直しや更新をした「第4次バリアフリー化推進事業計画（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）」に基づき、引き続き計画的に整備を進め、視覚障害者誘導ブロックの整備、歩道の拡幅や巻込み部の段差解消などを行います。
- 交通公共案内施設管理 【交通企画課】
JR立川駅周辺を主な対象として整備した、案内サイン及び路面サイン等について、各交通事業者と連携しながら適切な更新・維持管理をするとともに、地域公共交通活性化協議会において障害当事者の意見を取り入れながら、現況の情報共有や改善の検討を行います。

第2節 基本方針2 相談体制の整備

<取組施策2> 相談支援体制の強化

(1) 相談支援体制の充実

第6次障害者計画期間の振り返り

- 新規サービス事業を開設する法人や既存の事業所、サービス事業所連絡会等へ、相談支援に力を注ぐよう働きかけました。
- 相談支援事業所が十分機能できるよう、相談支援事業所連絡会等で共通する地域課題について検討し、支援のあり方やネットワークの構築等、有効な支援が行えるよう取り組みました。
- 令和2（2020）年7月に立川市内の事業所4か所に地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、相談支援体制を整備しました。

課題

- 利用者の増加に対し、計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所や相談員が不足しています。
- 当事者や親の高齢化、親亡き後に対する支援、また複合化・複雑化した課題を抱える世帯等への支援体制の整備などが求められています。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置と、相談支援の課題の整理や支援機関の連携強化などが求められています。

今後の方針

- 市内への新規開設事業者や既存の事業者等に対し、指定相談支援事業の指定や相談支援専門員の増員等への働きかけに努めていきます。
- 障害者にかかわる相談支援機関について、重層的な相談支援体制を構築し、支援が必要な方がサービス等につながるよう取り組みます。

- 地域生活支援拠点等については、機能を担う事業所等を充実させ、家族支援や親亡き後の支援体制を強化します。また、基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点等と連携して支援体制を整備していきます。

主な事業展開

□ 地域活動支援センター事業 【障害福祉課】

障害のある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活上の相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの調整、生活支援等を行うほか、アウトリーチにより公的支援につながっていない方や引きこもりの方への支援を促進します。また、フリースペースや様々なプログラムを実施し、活動の機会の提供や地域との交流を促進します。

□ 障害者生活支援事業 【障害福祉課】

障害者が地域で暮らし続けるため、居宅介護や社会資源（施設等）を利用するためのアドバイス、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリングなどにより、必要な情報の提供及び権利擁護のために必要な支援を行います。

□ 自立支援協議会（相談支援専門部会） 【障害福祉課】

指定特定相談支援事業所連絡会及び放課後等デイサービス事業所連絡会との連携、相談支援事業所とその他サービス事業所との交流会（相談系・就労系交流会）などを通じて、ネットワークの強化を図っています。また、部会で作成した「障害のある人の困りごと相談ガイド」を活用し、相談支援機関の周知や公的支援へつながるよう取り組みます。

□ 基幹相談支援センターの設置 【障害福祉課】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、主に①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組、③自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組などの業務を行います。本市での地域生活支援拠点等の整備状況を見ながら、センターのあり方について検討していきます。

□ 重層的支援体制整備事業 【地域福祉課】

各種相談窓口が本人・世帯の世代や置かれている状況を問わず、課題を抱える人たちをまるごと受け止める、包括的な支援体制を構築します。単独の相談機関では十分に対応できない複雑化・複合化した課題に対しては、相談支援包括化推進員が各種相談支援機関と連携しながら必要な支援をコーディネートしていきます。

(2) 相談支援機関の質の向上

第6次障害者計画期間の振り返り

- 自立支援協議会相談支援専門部会や地域生活支援拠点等事業などと連携し、障害者の重度化・高齢化を見据えて、介護保険に関する勉強会を実施しました。また、児童専門部会と連携し通所サービスとの連携について取り組むなど、スキルアップや地域課題の検討について取り組みました。

課題

- 障害者の重度化、高齢化への対応など、相談支援専門員のスキルアップと支援機関の密な連携が求められています。

今後の方針

- 基幹相談支援センターを設置し、相談支援専門員のサービス等利用計画の質の向上及び人材育成について取り組んでいきます。
- 地域生活支援拠点等事業と基幹相談支援センターが連携し、様々な地域の課題に取り組みます。

主な事業展開

- 指定特定相談支援事業所連絡会 【障害福祉課】
市や関係機関との情報共有のほか、事例検討やミニ学習会、意見交換会等を通じて、相談支援専門員のスキルアップを図ります。また、加算の周知と活用により専従の相談支援専門員を配置できるよう事業者へ働きかけます。
- 自立支援協議会（相談支援専門部会） 【障害福祉課】
各支援機関との連携を強化するために、他の専門部会との連携や、地域生活支援拠点等との課題の共有などを図り、解決に取り組めます。

第3節 **基本方針3** 地域生活の支援

<取組施策3> 地域生活支援体制の整備

(1) 福祉人材の確保とスキルアップ

第6次障害者計画期間の振り返り

- 各種サービスのヘルパー不足は慢性化しており、東京都に対しての予算要望を実施しました。
- 人材確保策について、単独ではヘルパー養成研修ができない場合は東京都と共催で実施できるよう東京都へ申し入れを行いました。
- 移動支援事業のヘルパー確保の手立てとして、サービス報酬額を引き上げました。

課題

- 居宅介護や同行援護、行動援護、移動支援等の地域生活を安心して送るために必要なホームヘルパー、グループホームの世話人や日中活動場所の支援員等の人材不足や人材育成が課題となっています。
- 高次脳機能障害や発達障害などの障害特性に関する専門的な知識や理解が必要です。

今後の方針

- 各種事業所連絡会の開催や東京都社会福祉協議会主催をはじめとする外部研修等を活用し、ホームヘルパー等の人材育成に取り組めます。また、引き続き人材確保の方策や処遇改善等、東京都市長会を通じて東京都へ要望していきます。
- 自立支援協議会において人材不足や人材育成に関する課題を共有・検討していきます。

主な事業展開

□ 障害者虐待防止センター 【障害福祉課】

地域における障害者の権利擁護及び虐待の防止、差別解消に資することを目的とした学習会や事業所連絡会の開催を通じて、福祉人材のスキルアップ等に取り組んでいます。

□ （再掲）指定特定相談支援事業所連絡会 【障害福祉課】

市や関係機関との情報共有のほか、事例検討やミニ学習会、意見交換会等を通じて、相談支援専門員のスキルアップを図ります。また、加算の周知と活用により専従の相談支援専門員を配置できるよう事業者へ働きかけます。

□ 放課後等デイサービス事業所連絡会 【障害福祉課】

市内のサービス提供事業者が集まり、法改正や報酬改定等に関する行政からの情報提供、ミニ学習会やグループワーク、事例検討や情報交換などを行っています。児童発達支援センターや教育支援課、子ども育成課職員等の出席により、学校や学童保育所等と事業所の情報共有や交流を図ります。

（２）障害福祉サービス等の提供

第6次障害者計画期間の振り返り

- 医療的ケアが必要な重度障害児（者）の家族レスパイト及び就労支援を目的とした「在宅レスパイト・就労等支援事業」を開始しました。
- 短期入所の受け入れ数に制限を設けている事業所に対しては、できる限り多くの利用希望者を受け入れてもらえるよう働きかけを行いました。
- グループホーム新規開設相談時に本市の事業を伝えるとともに、短期入所併設への協力を依頼しました。
- 放課後等デイサービス医療体制促進事業補助金を創設し、主に重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所における医療的ケアに要する経費の一部を補助することで、医療的ケアを必要とする学齢期の障害児に対する支援体制の強化を図りました。

課題

- 重症心身障害児（者）を介護する家族の在宅レスパイト利用の充実や、体験利用を含めた短期入所先の確保が求められています。
- 医療的ケアの必要な重度心身障害児（者）、重度知的障害者、強度行動障害のある方に対するサービス資源（日中活動の場や生活の場）が不足しています。

今後の方針

- 重症心身障害児（者）の在宅レスパイト事業では、安定的に利用できる訪問看護事業所数が増加するよう取り組みます。
- 施設入所者や社会的入院となっている方の地域移行を推進していくことも含め、医療的ケアを必要とする方や強度行動障害のある方の居場所づくりに取り組みます。

主な事業展開

□ 短期入所（ショートステイ） 【障害福祉課】

介護者による介護が一時的に困難になった場合など、短期間施設を利用するサービスです。市内には障害者総合支援法によるサービスの提供施設が4か所、東京都の要綱に基づく法外のサービスの提供施設が1か所あります。障害者（児）の一時的な休息や体験、緊急時の利用、家族の休息のための短期入所先を確保するため、事業者に対し、新規事業開始や施設改修の際に短期入所施設の併設や増床について働きかけをします。

（3）住まいの確保

第6次障害者計画期間の振り返り

- 新規グループホームの開設を検討する事業所に対して、重度障害者への対応ができないか働きかけを行いました。
- 令和3（2021）年9月に居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者の相談に応じました。

- たちかわ入居支援福祉制度を活用し、地域生活に必要な住まいの場の契約更新や家賃保証支援を行いました。

課題

- 重度障害者への対応も含めたグループホームの整備促進が必要です。

今後の方針

- 住み慣れた地域での暮らしを継続するため、地域生活に必要な住まいの場の確保や支援に取り組みます。
- 居住支援協議会を通じ、住まい確保の支援体制の整備を進めていきます。

主な事業展開

□ グループホームの設置の支援 【障害福祉課】

グループホームの設置を計画している事業者に対し、地域のニーズに対応したものとなるよう働きかけます。また、精神障害者のグループホームの設置にあたり、要件を満たす法人等に対し、開設費用を助成します。

□ たちかわ入居支援福祉制度 【障害福祉課・地域福祉課・社会福祉協議会】

家賃などの支払い能力がありながら、判断能力の低下した、認知症などのある高齢者や障害者で、市内に3年以上居住し、日常生活自立支援事業を契約している（予定を含む）方で民間賃貸住宅契約の際に保証人のいない方に対し、立川市社会福祉協議会が保証人となります。

□ 居住支援事業 【住宅課】

住宅確保要配慮者が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図るため、不動産・居住支援・その他関係団体等と連携し、立川市居住支援協議会を運営しています。住まい確保のための相談窓口を開設しています。

□ 日常生活用具給付（住宅設備改善給付） 【障害福祉課】

重度身体障害者（児）の方が地域で暮らし続けられるように、要綱の規定に基づき、住宅設備改善及び屋内移動設備の給付を引き続き実施します。

(4) 地域移行の促進

第6次障害者計画期間の振り返り

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場において、医療・保健・福祉の各支援者とともに連携し、精神障害者が地域で暮らしていくための地域の課題を抽出し、地域の支援者とともに関係機関とのネットワークづくりのあり方について検討を進めました。また、障害者の重度化・高齢化に向けて高齢分野の関係機関との検討の場を設け、関係機関とともに地域に出向いて精神障害に対する普及啓発を行いました。

課題

- 重度の障害者が地域移行する場合の相談支援体制やグループホーム、日中活動の場、ホームヘルパーの人材等の確保が必要です。
- 施設入所者や長期入院者の地域移行の可能性や意向を把握するため、アウトリーチや新規の働きかけのしくみを作っていく必要があります。
- 精神障害に課題を抱える市民への対応が必要となるなど、保健・医療・福祉の連携体制の強化が必要とされています。

今後の方針

- 障害者本人の意向やアウトリーチによる働きかけなど、地域移行支援の体制を構築していくとともに、重度の障害者の受け皿となるサービス事業所の整備及びホームヘルパーの人材確保等の体制の強化に努めていきます。
- 精神障害対応地域包括ケアシステムの推進のため、国の示す取組を進めます。

主な事業展開

□ 地域相談支援 【障害福祉課】

<地域移行支援>

施設入所または精神科病院に入院している方へ、共同生活援助等の見学同行、住居の確保、関係機関との調整、その他地域生活に移行するための相談等の支援を行います。

＜地域定着支援＞

居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談等の必要な支援を行います。

□ グループホームの整備の促進 【障害福祉課】

開設を希望する事業者に対し、引き続き本市のニーズである重度障害や行動障害への対応等を説明したうえで、相談・助言等を行います。

□ 自立生活援助 【障害福祉課】

主に施設や病院等から地域生活へ移行した人を対象に、定期的な訪問や随時の対応により生活に必要な助言や関係機関との調整連絡等を行います。

□ ピアカウンセリング 【障害福祉課】

障害当事者がピアカウンセラーとして障害福祉サービスの利用援助、社会生活力を高めるための支援等の相談業務を行い、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

（５）高齢化や親亡き後等を見据えた居住支援体制の整備と運用

第6次障害者計画期間の振り返り

- 令和2（2020）年7月から地域生活支援拠点等事業を開始し、市内の事業所4か所に拠点等コーディネーターを配置することで、様々な個別支援や障害福祉サービス事業者との連携、支援に結び付いていない障害者への対応を行いました。

課題

- 高齢化や親亡き後も地域で安心して暮らし続けることができる支援体制が必要です。
- 地域の障害福祉サービス事業者や関係機関へは、地域生活支援拠点等への周知や協力体制が求められています。
- 緊急事態になる前の平常時の支援がより重要となるため、支援につながっていない方等へのアプローチと緊急時の予防プランを検討していくことが必要となります。

今後の方針

- 障害のある方が地域で住み続けられるよう地域全体で支えるための機能を持つ、地域生活支援拠点等の整備と運用を進めます。
- 緊急時の対応が必要となる潜在的ニーズを把握し、予防措置を講じます。
- 地域全体で支援するネットワークの構築のため、障害福祉サービス事業者等への協力体制と拠点等コーディネーターとの連携体制・人材育成を図ります。

主な事業展開

- 地域生活支援拠点等事業 【障害福祉課】
高齢の親と同居している在宅生活者で、支援につながっていない方に対して、アウトリーチ支援を展開し、サービスや支援につなげていきます。
- 拠点等コーディネーター会議 【障害福祉課】
市、拠点等コーディネーター、拠点事業所等による会議を定期的に行い、相談や対応案件の事例検討、地域の課題や解決に向けた方針の情報共有、緊急対応の予防措置に向けた作業の進捗管理などを行い、関係者のスキルアップや連携強化を図ります。
- 緊急時対応の体制整備 【障害福祉課】
訪問系・日中活動系サービスや相談支援の事業者など、サービス利用者の生活状況を把握している支援者と、拠点等コーディネーター、障害福祉課が連携して協議し、利用者の状況に適した対応ができる体制を整備していきます。

＜取組施策4＞ 子育て支援・教育の充実

（１）早期発見・早期支援

第6次障害者計画期間の振り返り

- 令和2（2020）年から総合発達相談事業を市内だけではなく、近隣市外幼稚園に対象施設を拡大し対応しました。
- 児童発達支援センターのあり方について、途切れのない発達支援検討部会で検討しました。
- 健診や保護者からの希望により、発達に対しての支援や配慮が必要な乳幼児について、発達健康診査や経過観察健康診査を実施し、心理相談や専門の医療機関につなぎ支援しました。

課題

- 発達面への支援や配慮の必要な子どもに関する相談は年々増えており、相談体制や家族支援への充実が求められています。

今後の方針

- 発達面への支援や配慮の必要な子どもに関する相談を乳幼児期から受けられる体制を確保し、必要な専門機関につなぐなど保護者への支援を継続します。

主な事業展開

- 乳幼児健康診査後の支援 【子ども家庭センター】
健診終了後、発達面への支援や配慮が必要な乳幼児については、保護者の気持ちに寄り添い配慮しながら、心理相談や専門の医療機関につなぎ支援します。
- 総合発達相談事業 【児童発達支援センター】
市内在住の年中児の保護者を対象に、利用している保育園・幼稚園において成長や発達の相談を行う「5歳児相談」を継続実施するとともに、対象施設の拡大について検討します。また、保育園や幼稚園の現場職員を対象に、相談やアドバイスを行う「巡回保育相談」について、子育て支援・保健センターでの「発達相談」との

連携を図ります。

(2) 子育て支援

第6次障害者計画期間の振り返り

- 新型コロナウイルス感染症対策として行った利用制限をすべて撤廃し、常設 13 か所、出張・出前 6 か所の子育てひろばを開催し、情報提供や相談を実施しました。
- 情報誌「子育て応援ブック Hi ちーず」の発行、子どもの発達に不安や悩みを抱えている方やサポートをしている方同士の交流会「おしゃべり会たんぼぼ」、子育て支援関連の講座を開催しました。
- 学童保育所指導員を対象として、障害児に関するテーマでの研修会を開催するとともに、委託した相談員による障害児等にかかる相談業務を実施しました。
- 発達支援研修会や立川市医師会との共催による学習会等を実施することで、保育に必要な専門知識の向上に努めるとともに、支援を要する子どもの受入れに伴う職員加配を行った施設に対し費用の一部を補助することで、対象児童の受入れ拡大や保護者支援につなげました。
- 民間事業所に働きかけを行った結果、令和3（2021）年5月に市内初の重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所が開所されました。
- 令和4（2022）年10月から医療的ケアが必要な重度障害児（者）の家族レスパイト及び就労支援を目的とした「在宅レスパイト・就労等支援事業」を開始しました。
- 令和5（2023）年度から放課後等デイサービス医療体制促進事業補助金を創設し、主に重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所における医療的ケアに要する経費の一部を補助することで、医療的ケアを必要とする学齢期の障害児に対する支援体制の強化を図りました。
- 妊娠届出時に妊婦サポート面接や出産時に「こんにちは赤ちゃん訪問」で情報誌を活用して、子育てに関する情報提供を行いました。また、令和5（2023）年11月

から「たちかわ母子手帳アプリ」を導入して情報発信の拡大を行いました。

課題

- 発達障害に関する相談件数は高いまま推移しており、引き続き相談体制の強化や家族支援の充実が求められています。
- 重度心身障害児を対象とした児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の確保が必要です。

今後の方針

- 新しく設置予定の児童発達支援センターと連携して、発達支援に関する情報提供や交流・共感の場、講座の開催などを実施します。
- 子どもへの支援だけではなく、引き続き保護者や家庭への支援に取り組みます。
- 医療的ケア児や重症心身障害児の放課後等支援の充実のため、児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の確保や医療的ケア児等コーディネーターを配置し、相談機能の充実を図ります。
- 指導員の研修受講等、子育てひろば事業の相談対応力強化に努めます。

主な事業展開

□ 総合発達相談事業 【児童発達支援センター】

「発達相談」では、ことばの遅れ、落ちつきがない、集団にうまく入れない等、お子さんの発達で気になることに対して相談を受け、アドバイス等をします。相談件数が増加しているため、相談ニーズに対応できる体制を整えます。

□ 情報提供 【児童発達支援センター・障害福祉課・教育支援課 他】

医療機関や相談機関につながりにくいケースもあり、保護者の心理的負担を軽減するため、インターネットを活用した情報提供を推進します。また、現時点だけではなく将来に向けた不安や悩みにも対応できるよう、生活全般の状況や支援策について分かりやすく伝えるよう努めます。

□ 保育・学びの提供 【保育課・子ども育成課】

幼稚園や保育園等において、保育士等の加配などにより、障害のある乳幼児の受入に取り組み、一人ひとりに配慮した保育や学びを提供します。また、学童保育所においても、引き続き、障害のある児童の受入に取り組むとともに、医療的ケア児の受入に関する要綱及びガイドラインを整備します。総合福祉センター学童保育所においては、一人ひとりの成長に合わせた自立への支援を行います。

□ 交流・共感の場、子育て支援啓発事業 【子ども家庭センター】

乳幼児を抱える保護者が相談や情報入手など安心して利用できる「子育てひろば」の開設や、情報誌の発行・子育てグループの育成・子育て講座の開催、「おしゃべりの場」の開設などの子育て支援啓発事業を継続して実施します。

□ 自立支援協議会（児童専門部会） 【障害福祉課】

障害児や医療的ケア児等に関する課題を協議し、関係機関（庁内関連部署、医療機関、障害福祉サービス事業所等）との連携の強化や、事例検討会や事務所向け研修の開催などを通じて、障害児、医療的ケア児や保護者への支援力の向上を図ります。

□ 医療的ケア児への支援

【障害福祉課・児童発達支援センター・子ども家庭センター】

医療的ケア児支援関係者会議において、医療的ケア児が地域で安心して暮らせるための支援について検討します。

（3）連携体制の構築と促進

第6次障害者計画期間の振り返り

- サポートファイルの利用促進のため、広報掲載や関係機関でのポスター掲示・チラシ配布等を行い、就学相談説明会や子育てに関連する講演会などの機会にも説明や情報提供を行いました。
- 「児童発達支援センター」の機能等を検討する場に参画し、障害児及び保護者のニーズ、障害福祉サービスの利用状況などを積極的に発信しました。
- 保育所児童保育要録を作成し、進学先の小学校へ子どもの育ちを丁寧に伝え、円滑な接続ができるよう努めました。

- 幼保・小中連携教育推進協議会に参加し、それぞれの特性について相互理解を深め、連携強化に努めました。
- 発達相談では、就学相談を希望する児童の保護者に情報提供を行い、途切れがないう発達支援のための連携を行いました。

課題

- 途切れ・すき間のない支援を推進していくため、子育て、福祉、保育・教育、医療等の関係機関による連携を継続していくことが必要です。
- 児童発達支援・放課後等デイサービス事業等の民間事業者と課題を共有して、支援の充実を図ります。
- 幼稚園・保育園から小学校への円滑な移行のため、就学支援シートを活用し、幼稚園・保育園での指導や保育が小学校での指導に生かされるよう連携を深めていく必要があります。

今後の方針

- 子育て、福祉、保育・教育、医療等の様々な関係機関による一層の連携を図って行きます。
- サポートファイルの利用促進を図り、家庭と関係機関を結び、途切れ・すき間のない支援を行います。
- 途切れのない発達支援の中核的な拠点となる「児童発達支援センター」を設置し、発達相談から就学相談、就学前機関から小中学校への連携など、途切れのない発達支援を実施し、18歳以降の大人になる時の支援へつなげるように支援の充実を図ります。
- 幼稚園・保育園から小学校への円滑な移行に向けて、就学支援シートの作成及び活用について周知啓発していきます。

主な事業展開

□ サポートファイル

【児童発達支援センター・教育支援課・子ども家庭センター・障害福祉課】

子どもが適切な支援につながりやすくするよう、子どもが生まれてから成人期までの成長の過程や生活の様子などを記録することができるサポートファイルの活用を促進します。

□ （再掲）放課後等デイサービス事業所連絡会 【障害福祉課】

市内のサービス提供事業者が集まり、法改正や報酬改定等に関する行政からの情報提供、ミニ学習会やグループワーク、事例検討や情報交換などを行っています。児童発達支援センターや教育支援課、子ども育成課職員等の出席により、学校や児童保育所等と事業所の情報共有や交流を図ります。

□ 関係機関による情報共有と連携強化

【児童発達支援センター・教育支援課・指導課・保育課・障害福祉課 他】

途切れ・すき間のない相談・支援体制の構築及び連携のため、発達相談と就学相談・教育相談の連携の充実、幼稚園・保育園と小学校との連携を図ります。保育所児童保育要録や就学支援シートの活用を進め、就学前から就学後までの情報共有と連携を強化します。就学前機関から小学校等への情報の引継ぎが適切かつ円滑に進むよう、引継ぎ方法等について研究・検討を進めます。

（４）教育支援の充実

第6次障害者計画期間の振り返り

- 就学前から高等学校まで、それぞれの関係機関間における学校生活支援シート等の引継ぎについて、校長会で周知し、推進を図りました。
- 保護者を対象とした、就学相談説明会、保育園を対象とした就学相談研修会を実施しました。
- 通常の学級介助員・学校介助員配置校の授業観察、支援会議、避難訓練訪問を行い、学校生活支援シート・個別指導計画の作成について指導・助言を行いました。
- 重度の身体障害者にも学ぶ機会を拡大するため平成31（2019）年に開始した「重

度障害者大学等修学支援事業」は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、障害のある学生を受け入れる教育機関側でのリモート授業を展開するなどの改善が行われ、当該事業を継続実施することができました。

課題

- 学校内における介助等の支援の充実が求められています。
- 就学中の障害のある児童・生徒に対して、きめ細かな進路指導を行うことが求められています。

今後の方針

- 学校生活支援シート等による、子どもや保護者の学校生活への期待や成長への願いに基づいた指導、支援の実施や適切な引継ぎに向けた進路先との調整の充実を図ります。
- 卒業後の進路先となる学校等との連携を引き続き推進し、進路指導の充実を図ります。

主な事業展開

- 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画

【指導課・教育支援課】

「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」の作成にあたり、児童・生徒、保護者の学校生活への期待や成長への願いに基づき、特性に応じた学びや支援につなげるため、教職員への理解を深める取組を実施します。また、就学前機関が作成する「就学支援シート」などを活用した「学校生活支援シート」の作成及び進学先への引継ぎを進めます。

- 特別支援学級等の整備及び充実 【教育支援課・指導課】

支援が必要な児童・生徒の状況等に応じ、特別支援学級の整備及び運営面の支援を行います。また、小学校自閉症・情緒障害特別支援学級を増設するほか、新たに中学校自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。

- 就学相談 【教育支援課・児童発達支援センター】

「就学相談説明会」の開催、「就学相談のご案内」の発行等を通じて、保護者への

わかりやすい情報提供を行い、保護者からの相談要請に丁寧に対応します。また、就学後も相談を必要とする児童・生徒の支援の方法について、保護者、学校と連携し、継続的な支援、助言を行います。

□ 大学等修学支援事業 【障害福祉課】

重度訪問介護の利用対象者が大学等に修学するにあたって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間提供します。

(5) 障害理解の推進

第6次障害者計画期間の振り返り

- 市立小学校4年生等に絵を描いてもらい、その中から選考された絵を立川市障害者週間で掲示することで、障害の理解促進を図りました。
- 小学生向け条例ガイドブックを市立小学校4年生及び教職員全員へ配布し、障害理解教育を推進する教材として活用しました。
- 通常の学級と特別支援学級との交流および共同学習について、学校の教育課程に位置付け、計画的に実行しました。
- 特別支援学校に在籍している児童・生徒の副籍制度を踏まえ、交流活動を実施しました。
- 特別支援学校へ就学する児童・生徒について、早期からの調整や交流の実現のため、就学相談の中で地域指定校の確認をしました。

課題

- 共に学び支えあう社会の実現を目指した就学先の決定と特別支援教育の充実が求められています。
- 将来の社会の担い手である児童や生徒が、障害について理解を深めることが求められています。

今後の方針

- インクルーシブ教育システム構築の一環として、多様な学びの場の充実を図るとともに、交流及び共同学習の更なる充実や副籍制度の実施に取り組みます。
- 福祉・教育部局の連携や協力により、小学生からの障害理解教育に引き続き取り組みます。

主な事業展開

- 小学生向け条例ガイドブック「みんなの笑顔」 【障害福祉課・指導課】
小学生からの障害理解教育のため、写真やイラストを多用し、わかりやすい表現を用いたガイドブックを毎年市立小学校の4年生全児童及び全教職員に配布します。
- 交流及び共同学習の推進 【指導課・教育支援課】
各学校の教育課程に「交流及び共同学習」を位置付け、年間指導計画を作成するとともに、「交流及び共同学習」の実践内容について、市内小中学校で共有します。さらに、「交流及び共同学習」の内容について、個々の実態に応じて取り組むことができるよう、「個別指導計画」に位置付けます。
- 副籍制度の実施 【指導課・教育支援課】
就学・転学相談において、副籍制度の説明を行うとともに、交流事例について、市内小中学校で共有します。

<取組施策5> 安全な生活環境の確保

(1) 防災対策と災害時の支援

第6次障害者計画期間の振り返り

- 総合防災訓練において協定締結自治会等や地域包括支援センターの協力を得て、避難行動要支援者安否確認訓練を実施しました。
- 市内の3地区で避難所運営連絡会を開催し、当該地区の地域版防災マップと避難所運営マニュアルを更新しました。
- オストメイトの方を対象に災害時に備えて、市役所、福祉会館（柴崎・曙・幸・一番）、武蔵立川学園、立川福祉作業所でストマ用装具をお預かりするストマ用装具保管事業を継続実施し、ストマ用装具更新申請案内に当該事業の案内を同封するなどの周知を図りました。
- 災害時個別支援計画に自家発電装置等を準備する必要があると記載された24時間在宅人工呼吸器使用者に対して、自家発電装置等の給付を継続実施して災害時における安全・安心を確保するとともに、災害時の個別支援計画の作成を進めました。

課題

- 避難行動要支援者名簿登録者の個別避難計画の作成促進が必要です。
- 防災訓練や避難所運営連絡会等への障害者（児）の参加促進が必要です。
- 災害時の避難情報の入手方法、避難所への移動等について、一層の周知啓発が必要です。
- 障害についての啓発や要配慮者に対する理解促進、避難所における障害特性に配慮した受け入れ体制づくりが必要です。

今後の方針

- 防災ハンドブックや出前講座、広報、ホームページ等による啓発や情報入手手段の周知を継続して進めます。

- 避難行動要支援者を地域で支える体制づくりを進めます。
- 障害者（児）が、防災訓練や避難所運営連絡会等へ参加できるように周知を進めます。
- 障害特性に応じた災害情報の入手手段の周知や、いざという時に備えた日頃からの啓発に取り組めます。

主な事業展開

□ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画 【地域福祉課】

避難行動要支援者を把握し、個人情報保護に配慮したうえで、関係機関などで情報の共有を図るほか、災害時に支援するためのしくみづくりを行います。個別避難計画の作成を推進します。

□ 防災訓練 【防災課】

訓練を通じて地元地域で支えあうしくみづくりを進めるため、防災訓練に障害者（児）の参加を促すほか、総合防災訓練において協定締結自治会等や地域包括支援センターの協力を得て、避難行動要支援者安否確認訓練を引き続き実施します。また、地域の防災訓練における安否確認訓練を支援します。

□ 避難所運営支援 【防災課】

自治会連合会 12 支部のうち、毎年度3地区を重点地区として、避難所運営連絡会を開催して、地区内の一次避難所の避難所運営マニュアルの確認、更新を行うなど、避難所運営組織の活動を支援します。また、避難所運営連絡会に障害者（児）団体等の参加を促します。

□ ストマ用装具保管事業 【障害福祉課】

オストメイトの方を対象に災害時に備えて、市役所、福祉会館（柴崎・曙・幸・一番）、武蔵立川学園、立川福祉作業所でストマ用装具をお預かりします。

□ 在宅人工呼吸器用自家発電装置等給付事業 【障害福祉課】

災害時個別支援計画に自家発電装置等を準備する必要があると記載された 24 時間在宅人工呼吸器使用者に対して、自家発電装置等を給付し、災害時における安全・安心を確保します。

(2) 防犯対策の推進

第6次障害者計画期間の振り返り

- 市ホームページや広報において、消費者トラブルにつながる様々なケースについて注意喚起しました。

課題

- 障害者の消費者被害の防止・早期発見のため、一層の啓発が必要です。

今後の方針

- 引き続き、広報・市ホームページ等や関係者への情報提供、障害者施設への出前講座等により周知啓発を行います。
- 障害者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）で地域の見守り力を強化するように努めます。

主な事業展開

□ 消費者トラブル防止の啓発 【くらし相談課】

市ホームページにおいて、消費者トラブルにつながる様々なケースについての注意喚起をします。また、消費者被害の事例や対応策などについて紹介する出前講座を開設しています。消費者安全確保地域協議会では、見守りネットワークを活用しながら、地域包括支援センター等と連携し、障害者等の消費者被害の未然・拡大防止及び被害回復に努めています。

□ 特殊詐欺被害防止の啓発 【危機管理課】

市ホームページや広報等により特殊詐欺発生状況等の犯罪に関する情報発信をタイムリーに行い、被害の未然防止に努めます。また、自動通話録音機や特殊詐欺被害防止啓発物品等を活用し、障害者等に対する被害防止の啓発を行っていきます。

第4節 **基本方針4** 自立に向けた就労支援・社会参加の促進

＜取組施策6＞ 雇用・就労支援の充実

（1）一般就労の促進と定着支援

第6次障害者計画期間の振り返り

- 障害者の一般就労者数は増加傾向にあり、定着支援の重要度が増加している状況を踏まえ、立川市障害者就労支援センター「はたらこ」等と連携し、就労面だけでなく生活面も合わせたサポートを行いました。就労面では勤務状況の確認と障害者本人への精神的サポートなど、生活面ではグループホーム見学同行や相談支援事業所との連携、支援会議参加等を行いました。

課題

- 一般就労の促進と就労定着支援、離職支援の一層の充実が必要です。
- 相談支援機関、就労継続支援事業所・就労移行支援事業所、障害者就労支援センター等の連携強化が求められています。
- 令和6（2024）年4月からの法定雇用率の段階的な引き上げや算定方法の変更等、制度変更に合わせた支援が必要です。

今後の方針

- 障害者就労支援センターやハローワーク等と連携し、障害者の雇用促進、就労定着、多様な働き方や福祉的就労との連携等を支援します。
- 自立支援協議会（就労専門部会）を通じて、就労・相談支援機関の連携の強化や課題解決に取り組めます。

主な事業展開

□ 障害者就労支援事業 【障害福祉課】

一般就労を希望する障害者に対し、生活支援と就労支援を一体的に提供し、障害者の自立と社会参加を推進することを目的としています。また、一般就労の就労者数増加を目指すとともに、職場体験実習や定着のための支援を行います。

□ 自立支援協議会（就労専門部会） 【障害福祉課】

年度毎にテーマを設定し、課題検討を行います。また、事業所職員向けの研修や交流会の開催などで連携の強化を図り、個々の事業所の支援力向上を目指します。

□ 就労定着支援 【障害福祉課】

就労移行支援等を経て一般就労へ移行した人を対象に、就労の継続を図るために就労先や自宅等へ訪問し、就労に伴う生活面の課題に対して必要な助言や関係機関との連絡調整などを行います。

（2）福祉的就労の充実

第6次障害者計画期間の振り返り

- 自立支援協議会の就労専門部会では、市内事業所を対象とした見学会（武蔵台学園）や交流会（課題などをグループ討議で共有）を開催しました。

課題

- 一般就労が困難な方への、個々の状況に応じた相談や支援が必要です。
- 利用者の高齢化・重度化が進み、通所における送迎の必要性が高まっています。
- 障害のある方が働き続けるために、就労と生活の両面を見据えた支援の必要性が課題となっています。
- 障害者就労施設等からの新たな調達品等を確保し、障害者の工賃の引き上げにつなげる必要があります。

今後の方針

- 自立支援協議会（就労専門部会・相談支援専門部会）等を活用し、連携強化や課題解決に取り組めます。
- 一般企業での就労や、就労の継続が困難な人に対し、個々の状況に応じた日中活動の場が確保できるよう支援します。
- 障害者就労施設等からの優先調達実績を上げるため、調達物品の拡大に取り組めます。

主な事業展開

- 立川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針 【障害福祉課】
障害者就労支援施設等から提供を受けることが可能な物品等の情報について市の全ての組織に対し情報提供を行い、納期限について余裕を持って設定するなど配慮し、調達を推進します。
- 就労継続支援 【障害福祉課】
一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<取組施策7> 社会活動参加の推進

(1) 日中活動及び余暇支援の充実

第6次障害者計画期間の振り返り

- 自治会のお祭りや防災訓練等の催しを通して、地域交流を促進しました。
- 令和2（2020）年度から「地域福祉アンテナショップ」の設置を進め、各地域の特性に合わせ、誰もが気軽に立ち寄れる多機能型の拠点設置づくりを進めました。
- 地域活動支援センターにおいて、フリースペースの提供や相談支援などを行いました。フリースペースでは日中活動のほか、プログラム等の活動を行いました。
- 「障害者日中活動支援事業」に対して補助金を交付することにより、学齢期を過ぎた障害者の日中の居場所を確保して、福祉就労訓練、授産等を行い、障害者の自立促進や社会生活への適応促進を図りました。
- 令和4（2022）年度から新たに「たちかわまちねっと Web」を立ち上げ、様々な市民活動団体等の活動・イベント紹介やボランティア募集情報等の掲載を行い、情報の可視化を図りました。

課題

- 土日を含む日中活動や余暇活動の場が行きやすい場所にあり、多様な活動の充実が必要です。
- 障害のある人もない人もともに活躍できる場などの社会参加しやすい地域づくりが必要です。
- 青春学級の参加者（学級生）は、年齢、自立度（障害の程度や特性）等に幅があり、多様なニーズへの対応が年々難しくなっています。

今後の方針

- 障害や疾病の特性への対応とともに多様な活動の場づくりができるよう、就労支援機関等の地域の関係機関との連携強化を図ります。

- 地域の方の交流の場であり活動の場でもある拠点（地域福祉アンテナショップ）の設置を進め、社会参加の支援をしていきます。
- 障害のある方々も地域で安心して自立生活が送れ、参加交流しやすい地域づくりを進めます。
- 青春学級に積極的に参加し、充実感を得られるような多様なプログラムを検討していきます。

主な事業展開

- （再掲）地域活動支援センター事業 【障害福祉課】
障害のある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活上の相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの調整、生活支援等を行うほか、アウトリーチにより公的支援につながない方や引きこもりの方への支援を促進します。また、フリースペースや様々なプログラムを実施し、活動の機会の提供や地域との交流を促進します。
- ボランティア・市民活動センターたちかわ 【市民協働課・社会福祉協議会】
ボランティアや市民活動に関する相談事業や各種講座等を行い、NPOやボランティアなど、公益性のある活動を志す市民や市民活動団体を支援します。
- 障害者日中活動支援事業 【障害福祉課】
学齢期を過ぎることで、放課後等デイサービスの利用ができなくなった障害者の日中の居場所を確保するために、福祉就労訓練、授産等を行い、障害者の自立促進や社会生活への適応促進を図ります。
- 青春学級事業 【生涯学習推進センター】
義務教育を終えた知的障害者の社会的自立と相互交流を目的として、学級生全員で活動するプログラムのほかに年齢や体力などを含む個人の特性に合わせた選択プログラムや平日夜間のサロンを設けています。
- ふれあいの広場 【障害福祉課】
社会体験を通じて、自立への気持ちを高め、参加者同士の親睦を深めます。

□ (再掲) 多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」の設置

【地域福祉課・社会福祉協議会】

生活に身近な圏域で、気軽に出入りできる「場」として、相談、専門職等との連携、地域活動の拠点等の機能を持つ多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」をそれぞれの地域の住民、事業者等との協働で企画・運営をしていきます。

(2) 文化芸術活動の推進

第6次障害者計画期間の振り返り

- 令和5(2023)年6月に完成した東地下道アートプロジェクトや、たましん RISURU ホール(市民会館)で開催した「アール・ブリュット立川」の作品展開催を支援しました。

課題

- 障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術の鑑賞・参加・創造することができるような文化芸術活動の促進が必要です。
- 合理的配慮のもと、障害者が文化芸術を鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保が必要です。

今後の方針

- 障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動に参加できる機会を創出していきます。
- 障害者が創造する文化芸術の作品等の発表を促進していきます。

主な事業展開

□ アール・ブリュット 【地域文化課・障害福祉課】

魅力あふれる作品を多くの方々に鑑賞いただくため、障害のある人たちのアート展の開催を支援します。

(3) スポーツ活動の推進

第6次障害者計画期間の振り返り

- 令和3（2021）年度に立川公園野球場3塁側スタンド及びネットフェンス等改修工事を行い、バリアフリー対応を進め、誰もが利用しやすい施設環境整備を進めました。
- 障害者施設（福祉作業所）を訪問し、ダンス、サッカー、風船バレー等の障害者スポーツ普及啓発を行いました。
- ボッチャの用具の貸し出しを行い、障害者スポーツに触れる機会を設けました。
- 12地区体育会対抗試合形式で、ボッチャ大会兼講習会を行いました。
- ドッチビー的あて、ボッチャ、ゴールボール等の障害者スポーツ研修会を泉市民体育館で行いました。
- 障害者スポーツ地域振興事業として、泉市民体育館でパラリンピアンによる体験教室を行いました。
- 障害のある人となない人の交流と相互の理解を深めるため、立川市障害者スポーツ大会実行委員会が行う障害者スポーツ大会の事務局として、実行委員会のサポートを行いました。

課題

- 障害がある人もない人も参加できる体験会やスポーツ教室の開催など、障害者スポーツの理解促進・啓発が必要です。
- 障害者スポーツの活動場所や機会及び指導員有資格者の人材確保等が課題となっています。
- 障害者スポーツを通じて、障害のある人となない人との交流と相互の理解を深めることが求められています。

今後の方針

- 障害者が参加しやすい施設運営や事業の実施と、障害者スポーツの理解・啓発を推進します。
- 東京 2025 デフリンピックをきっかけとして、障害者スポーツを通じた共生社会の実現につなげていきます。
- 障害のある人となない人との交流と相互の理解を深めるため、健康維持と体力増進に寄与する障害者スポーツ大会の開催を引き続き支援していきます。

主な事業展開

- 市民体育館管理運営 【スポーツ振興課】
障害者が参加できる継続した教室を泉・柴崎両市民体育館で開催します。
- スポーツ普及促進事業（イベント等の実施） 【スポーツ振興課】
市内各所でのイベント等の機会を利用して、障害者スポーツの紹介や体験会を開催し、障害者スポーツの理解・啓発に努めます。
- スポーツ普及促進事業（スポーツ推進委員協議会） 【スポーツ振興課】
スポーツ推進委員協議会では、障害者スポーツについての研修を重ねており、障害者スポーツイベントの運営についてのノウハウを活かし、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるイベントを開催します。
- 障害者スポーツ大会 【障害福祉課】
障害のある人となない人が交流を通して相互の理解を深めるとともに、健康の維持と体力の増進を図るため、毎年10月第一日曜日に開催しています。

(4) 生涯学習環境の整備

第6次障害者計画期間の振り返り

- 「アール・ブリュット立川」に作品展示を行い、障害のある方の作品発表の機会を確保するとともに、ワークショップを行い障害者理解の取り組みを行いました。また、「誰でもコンサート」を開催し、障害のある方も参加できるものとなりました。
- 「福祉施設のみならず皮から本格水餃子を作ろう」として、福祉施設のスタッフや通所者の方と一緒に参加する講座を行い、障害者理解を進めました。
- 中央図書館4階こどもの本のフロア及び2階の一般フロアにハンディキャップサービス資料を紹介する棚を整備し、利用者の手に取りやすい環境を整えました。地区図書館では新規に棚を設けることは難しいため、ハンディキャップサービス資料を一揃え用意し、地区図書館を巡回させるしくみを作りました。2か月ごとに地区図書館を移動し、職員が実際に触れて学び、利用者向け展示を行うなどハンディキャップサービス資料が中央図書館以外で活用され、地区図書館でも利用者が手に取る機会を設けました。
- 音訳者養成講習会修了者を対象にD A I S Y録音図書作製のためのレベルアップ講習会を実施し、音訳者の技術向上に務めました。

課題

- 講座受講者の特性やニーズに応じた体制整備の一層の充実が求められています。
- 多様な読書環境を支える人たち（音訳・点訳者、おはなしボランティアなど）の育成とあわせて、アクセシブルな書籍等の効率的な活用が求められています。また、サービスとそれを必要としている人を結びつけるための広報活動がさらに必要です。

今後の方針

- 障害の有無にかかわらず、すべての市民が学ぶことができるよう、学習機会の提供と参加される際の情報保障を推進します。
- 子どもから高齢者、障害のある人もない人も各ライフステージでの情報入手や読

書の機会が減る事がないよう、情報技術や人的資源を活用して多様なニーズに対応できる読書環境の整備と周知に努めます。

主な事業展開

□ たちかわ市民交流大学事業 【生涯学習推進センター】

障害についての理解を深める講座をはじめ、共生を目指した人権講座等を開催するほか、誰もが講座に参加できるよう手話通訳や要約筆記の配置を推進します。

□ 図書館サービス事業 【図書館】

視覚障害などのため通常の活字による読書が困難な方や肢体不自由などで図書館に行くことが困難な方、配慮の必要な子どもなど、通常の図書館利用に障害のある方々に対し、宅配サービスの体制強化、点字図書や録音図書の作製、布の絵本・さわる絵本等のPRなどを進めていきます。

第4章 計画の推進等

第1節 計画の推進

市民・事業者の障害や障害のある人についての理解を深めるとともに、関係機関や関係団体、相談支援事業所、サービス提供事業所等との連携・協働により、計画を推進します。

障害を理由とする差別の解消や障害理解の推進については、立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会において、効果的な取組の検討や普及啓発に取り組めます。

また、地域の関係機関によるネットワーク構築や、障害者及びその家族が地域社会において自立した生活をしていくための課題等については、立川市自立支援協議会及び各専門部会を中心に検討し、解決に向けて取り組めます。

第2節 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、立川市障害者施策推進委員会において、毎年主な取組や実績を報告し、計画の推進に関する協議や意見聴取を行います。

また、立川市障害者施策推進委員会、立川市自立支援協議会の協議内容や意見等について共有・確認します。

第3節 計画の見直し

本計画は、令和11（2029）年度末までの5か年計画となっていますが、国の障害福祉施策の抜本的な見直しや、社会情勢の著しい変化、国や東京都の障害者施策に関する動向等を踏まえながら、必要に応じて立川市障害者施策推進委員会を中心に施策の再検討などを行い、本計画の変更や見直しを行います。

資 料 編

1 用語解説

あ行	
用語	説明
アウトリーチ	主に医療や福祉の分野で、問題を抱えながらも自覚的でなかったり、相談する意欲を持てなかったりする潜在的な被援助者に対し、予防的・介入的な支援を行うこと。
アール・ブリュット	加工されていない「生(き)の芸術」という意味の仏語で、伝統や流行に左右されず自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術のことを指す。立川市では、アール・ブリュット立川実行委員会が、障害者の生のままの芸術の作品展として平成27(2015)年から開催している。
意思決定支援	知的障害や精神障害等で自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思を確認(または推定)し、支援を行うこと。
意思疎通支援	主に障害がある人と障害がない人の意思疎通を支援すること。聴覚障害者への手話通訳や要約筆記、盲ろう者への触手話や指文字、視覚障害者への代読や代筆、知的障害や発達障害がある人とのコミュニケーション支援等、多様な支援が考えられる。
医療的ケア児	経管栄養、痰の吸引等、医療機関ではないところで生活を営むうえで必要とされる医療的な生活援助行為を日常的に行う必要のある児童のこと。
インクルーシブ教育システム	障害のある子どもを排除することなく、障害のない子どもと共に過ごすことができるようにするとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びができるようにするしくみ。
ウェブアクセシビリティ	高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。
オストメイト	様々な病気や事故などにより、腹部に排泄のための「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」を造設した人のこと。

か行	
用語	説明
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。

居住支援協議会	住宅確保要配慮者(一定の所得以内の方、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している方、外国人の方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体等が連携し、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して情報提供等の支援を行う組織。
高次脳機能障害	脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障害が起きた状態。外見からは分かりにくい障害であるために、周りの人から十分に理解を得ることが難しく誤解されてしまうことがある。
合理的配慮	筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助けなど、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で、状況に応じて行われる配慮のこと。

さ行	
用語	説明
社会的障壁	障害のある人が日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
障害者虐待防止センター	虐待の通報や届出、相談を受けて、事実確認や安全確認を行い関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行う機関。障害者虐待防止法の規定により、市町村がこの機能を果たすこととされている。障害者虐待防止センターの役割は、「障害者虐待に関する通報・届出の受理」「障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言」「障害者虐待の防止等に関する広報及び啓発」等がある。
障害者施策推進委員会	障害者基本法に基づき設置する委員会。障害者基本法に規定する障害者計画及び障害者総合支援法に規定する障害福祉計画、児童福祉法に規定する障害児福祉計画の策定・推進・変更等にかかる検討を行う。
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき設置する協議会。関係機関が地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の強化及び課題の解決に向けた協議を行う。全体会、運営会議、4つの専門部会(相談支援、就労、権利擁護、児童)が設置されている。
成年後見制度	「認知症高齢者」「知的障害者」「精神障害者」などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後見制度は、

	「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができる。また、任意後見制度は、本人の判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、公正証書であらかじめ自ら選んだ代理人と任意後見契約をしておくもの。
--	--

た行	
用語	説明
第三者評価制度	社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度。この制度のメリットは、評価を受ける過程で、職員の自覚と改善意欲の醸成、課題の共有化が促進されることにあり、行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものを目指し、福祉サービスの質の向上を意図している。
立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例	障害を理由とする差別を解消し、誰もが地域社会の一員として尊重され、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくることを目的として、平成 30 年4月1日より施行された条例。「前文、第1章：総則、第2章：差別の禁止、第3章：合理的配慮、第4章：相互理解の促進、第5章：差別に対する相談体制、第6章：雑則」で構成されており、市・市民・事業者の責務と役割や、地域生活でかわりの深い 11 の分野に関する合理的配慮等、相談のしくみなどが規定されている。
立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会	「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の規定に基づき、差別を解消するための取組を効果的に行うために設置される市長の附属機関であり、障害者差別解消法に規定される「障害者差別解消支援地域協議会」の機能も有している。学識経験者、法曹関係者、関係行政機関、障害当事者・障害者団体・家族会、福祉関係者、事業者等の 20 人以内で構成される。任期は2年間。
地域移行	障害者支援施設に入所している人や精神科病棟に長期にわたって入院している人が、自宅やグループホーム等の地域での生活に移ること。
地域活動支援センター	障害者総合支援法によって定められた、障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設である。その目的によってⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれる。Ⅰ型は、精神保健福祉士などの専門職員を配置し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う事業。Ⅱ型は、入浴や食事の提供、機

	能訓練、介護方法の指導、レクリエーションなどを行う事業。Ⅲ型は、旧小規模作業所で、立川市にはⅠ型が2か所設置されている。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための4つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成)を持った体制のこと。
地域福祉アンテナショップ	身近な場所で、誰もが気軽に、ふらっと立ち寄れる地域の多機能拠点。地域の施設や企業・団体等の空きスペースを活用し、住民が主体となって運営していく。サロンやコミュニティカフェなど、地域の方々を広くつなぎ、地域のつながりを広げる「アンテナ」の役割を果たす。
DAISY(デージー)	視覚障害などにより、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために開発された、デジタル録音図書の国際標準規格。デージー規格により作られた「デージー図書」は、CD1枚におよそ60時間もの録音ができ、検索機能のほか章や見出し、ページごとに読みたい場所へ移動することができる。

な行

用語	説明
難病	発病の原因が不明で治療方法が未確立のため、根本的な治療が困難であり、慢性的な経過をたどる疾病のこと。そのうち、国が「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定められる基準に基づいて医療費助成制度の対象としている難病を「指定難病」という。

や行

用語	説明
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであることから、デザイン対象を障害者に限定していない点が、一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。

ら行	
用語	説明
レスパイト	介護を担っている家族等の介護負担を軽減し、一時的に介護から解放されリフレッシュするための休息のこと。

2 立川市障害者施策推進委員会

(1) 委員構成

区分		氏名	所属団体等
学識経験を有する者	会長	石渡 和実	東洋英和女学院大学大学院教授
関係機関	副会長	岡部 俊一	立川市社会福祉協議会
		乙幡 京子	立川市法人立保育園園長会
		川崎 太郎	立川社会福祉士会(令和6年4月から)
		河野 はるみ	立川市民生委員・児童委員協議会
		西川 みゆき	立川社会福祉士会(令和6年3月まで)
		野津 公輝	立川市教育委員会
関係団体		天利 久仁子	立川精神障害者家族会立川麦の会
		日下部 美佳	立川市肢体不自由児・者父母の会たつのこ
		西城 実和子	立川市手をつなぐ親の会
		櫻井 未来	自立生活センター・立川
		澤内 清志	立川市聴覚障害者協会
		野本 矩通	立川市視覚障害者福祉協会
		盛 健一	立川民間精神障害福祉サービス連絡会 (令和6年3月まで)
		森田 真希	立川民間精神障害福祉サービス連絡会 (令和6年4月から)
市民		奥澤 優耶	公募市民(令和6年4月から)
		加藤 みどり	公募市民

(敬称略 区分ごとに五十音順)

(2) 検討経過

	開催日	検討内容
第1回	令和5(2023)年4月 28 日	・第5次障害者基本計画と立川市第6次障害者計画の概要について ・第7次障害者計画策定スケジュール(案)について ・第7次障害者計画アンケート調査票(案)について
第2回	令和5(2023)年8月 23 日	・第7次障害者計画策定スケジュール(案)について ・第7次障害者計画アンケート調査票(案)について
第3回	令和5(2023)年 10 月 23 日	・第7次障害者計画アンケート調査について
第4回	令和6(2024)年1月 26 日	・第7次障害者計画策定スケジュール(案)について
第5回	令和6(2024)年5月 23 日	・第6次障害者計画の中間報告について ・第7次障害者計画策定スケジュール(案)について ・第7次障害者計画策定のためのアンケート調査結果について
第6回	令和6(2024)年7月 26 日	・第7次障害者計画の施策体系について ・第7次障害者計画策定にかかる各施策の課題等について
第7回	令和6(2024)年 10 月 24 日	・第7次障害者計画骨子案について ・第7次障害者計画策定にかかる各施策の課題等について ・第7次障害者計画の記載イメージ(案)について
第8回	令和7(2025)年1月 21 日	・第7次障害者計画素案の概要について ・第7次障害者計画素案について

3 市民参加

(1) 立川市第7次障害者計画策定のためのアンケート調査

① 調査の目的

「立川市第7次障害者計画」(計画期間：令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)の策定に向け、障害者(児)の生活実態やニーズの把握、障害に関する市民・事業者の意識と課題を把握し、計画策定の基礎資料とするために、対象者を分けた3種類のアンケート調査を実施しました。

② 調査の対象者

- ・障害者手帳所持者・難病患者用は、障害者手帳システムに登録のある手帳所持者等を対象に、身体障害者400人、知的障害者100人、精神障害者200人、難病患者100人を抽出してアンケート調査を発送しました。抽出方法は、年齢構成、男女比、手帳等級を比例配分の上、無作為抽出しています。また、免疫機能障害については、プライバシーに配慮して調査対象から除外しました。

区分別構成比と対象者数

総数は令和5(2023)年3月末時点

区分	総数	構成比	調査対象者
身体障害	5,103人	47.6%	400人
知的障害	1,502人	14.0%	100人
精神障害	2,426人	22.6%	200人
難病	1,684人	15.7%	100人
計	10,715人	100%	800人

※重複障害の方はそれぞれカウントしています。

- ・市民用は、立川市に住民票を有する令和5(2023)年4月1日現在満18歳以上の者を対象に、男女300人を抽出してアンケート調査を発送しました。抽出方法は、各町の人口規模、年代構成、男女比で比例配分の上、無作為抽出しています。
- ・市内事業所用は、立川市内に事務所・事業所等を置く従業員50人以上の法人を対象に、100社を抽出してアンケート調査を発送しました。抽出方法は、業種、事業所の規模に偏りがないように配分の上、無作為抽出しています。

③ 調査期間

令和5(2023)年9月22日にアンケート調査を対象者へ郵送し、回答期限を10月23日としました。

④ 調査方法

無記名で回答していただき、アンケート調査を発送した際に同封した専用封筒で回答を送っていただきました。なお、障害者手帳所持者・難病患者を対象としたアンケート調査にはルビをふりました。

⑤ 回収状況

障害者手帳所持者・難病患者 315 人、市民 80 人、市内事業所 36 社の合計 431 件の回答がありました。障害者手帳所持者・難病患者の回収率は 39.4%、市民の回収率は 26.7%、市内事業所の回収率は 36.0%となります。

対象	送付数	回答数	回答率
障害者手帳所持者・難病患者	800 通	315 件	39.4%
市民	300 通	80 件	26.7%
市内事業所	100 通	36 件	36.0%
合計	1,200 通	431 件	35.9%

⑥ 調査項目

調査項目については、次のとおりです。

・障害者手帳所持者・難病患者

区 分	主 な 調 査 項 目
アンケート調査の記入者	アンケート調査の記入者
I 調査対象者について	性別、年齢、住居、家族構成
II 障害の状況などについて	障害種別、障害等級
III 健康状態や医療について	主治医・通院の有無、医療的ケアの内容
IV 介助・援助の状況について	食事、トイレ、入浴、移動、お金の管理、服薬管理
V 福祉サービスの利用について	障害(児)福祉のサービスや地域生活支援事業の利用状況
VI 日中活動や就労について	外出の頻度、外出方法、日中活動、通園・通学の状況、就労の有無、会社や職場に求める配慮、余暇活動内容
VII 相談などについて	支援者の存在、相談機関についての評価
VIII 情報入手などについて	情報入手の方法、コミュニケーション時の困難さ
IX 災害時の対策、緊急時の対応などについて	避難の可否、ヘルプマーク、ヘルプカード、オ・ト・モ・ダ・チ・カード
X 障害者差別や権利擁護のことについて	障害者差別解消法について、市条例について、差別的対応の有無、成年後見制度の活用
X I 将来の希望などについて	将来の暮らし、必要な支援

ⅩⅡ 立川市の障害者施策について	立川市第6次障害者計画の施策についての重要度
ⅩⅢ 障害者福祉や生活上の課題に関する意見・要望	自由記載

・市民

区 分	主 な 調 査 項 目
Ⅰ 調査対象者について	性別、年齢、職業
Ⅱ 障害のある人とのかかわりについて	障害のある人とのかかわりの有無、関心、支援活動、差別や偏見の有無、障害者理解
Ⅲ 障害のある人が働くことについて	職場における障害者雇用の状況、支援の拡充
Ⅳ 福祉のまちづくり、障害福祉施策について	障害者差別解消法について、市条例について、障害のある人も暮らしやすいまちづくり、ヘルプマーク、ヘルプカード、オ・ト・モ・ダ・チ・カード、障害福祉に関する言葉の認知度
Ⅴ 障害福祉施策への意見・要望	自由記載

・市内事業所

区 分	主 な 調 査 項 目
Ⅰ 調査対象事業所について	業種、従業者数
Ⅱ 障害のある人の雇用について	雇用実績、雇用時の事業所内の変化、負担、配慮、課題、雇用の機会を増やすための支援の拡充
Ⅲ 職場体験や実習の受け入れについて	実習や職場体験の有無、支援の拡充
Ⅳ 障害のある人への対応について	障害者差別解消法について、市条例について、障害理解の教育、事業所内の環境整備、業務での障害のある人への対応、合理的配慮、市の施策、ヘルプマーク、ヘルプカード、オ・ト・モ・ダ・チ・カード
Ⅴ 障害者差別解消のための意見	自由記載

(2) 分野別個別計画素案E X P O（市民説明会）

第7次障害者計画素案について、市民の皆さんに説明をさせていただき、市民意見公募（パブリックコメント）として、ご意見をいただく機会を創出しました。

日時	令和7(2025)年4月5日
場所	立川市役所
対象者	立川市在住、在勤、在学の方等

(3) 市民意見募集（パブリックコメント）

第7次障害者計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、1人から4件のご意見をいただきました。

公募期間	令和7(2025)年4月1日～4月21日
提出者数・件数	1人・4件
意見を反映した件数	0件

4 庁内体制

(1) 立川市障害者計画策定連絡会

第5次長期総合計画等との整合性に留意し、アンケート調査結果や立川市障害者施策推進委員会の議論などを踏まえて、第7次障害者計画を策定しました。

①組織概要

委員構成	福祉部長、障害福祉課長、改革推進課長、企画政策課長、財政課長、防災課長、市民協働課長、地域文化課長、スポーツ振興課長、子育て推進課長、子ども家庭支援センター長、子ども育成課長、保育課長、福祉総務課長、地域福祉課長、健康推進課長、交通対策課長、指導課長、教育支援課長及び生涯学習推進センター長
期間	令和6(2024)年5月～令和7(2025)年3月

②検討経過

	開催日	検討内容
第1回	令和6(2024)年5月9日	・第7次障害者計画の策定方針について ・第7次障害者計画の策定スケジュールについて ・障害者計画の概要について ・立川市、国及び東京都の障害者計画の概要について ・第6次障害者計画の中間報告について ・第7次障害者計画策定のためのアンケート調査結果について ・第7次障害者計画策定にかかる各施策の課題、取組等について
第2回	令和6(2024)年6月28日	・第7次障害者計画の施策体系について ・第7次障害者計画策定にかかる各施策の課題等について
第3回	令和6(2024)年10月3日	・第7次障害者計画策定にかかる各施策の課題等について ・第7次障害者計画の骨子案について ・第7次障害者計画の記載イメージ(案)について
第4回	令和7(2025)年1月17日	・第7次障害者計画素案の概要(案)について ・第7次障害者計画素案(案)について

5 関係要綱

立川市障害者施策推進委員会設置要綱

平成 17 年 7 月 1 日要綱第 27 号
改正
平成 23 年 8 月 5 日要綱第 50 号
平成 25 年 3 月 29 日要綱第 199 号
平成 30 年 4 月 1 日要綱第 41 号
令和 2 年 3 月 17 日要綱第 28 号
令和 6 年 3 月 29 日要綱第 97 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定による立川市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定による立川市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定による立川市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の推進等に係る検討を行うため、立川市障害者施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直し又はこれらの計画に関連して作成する計画に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 市民 3 人以内
- (2) 学識経験を有する者 1 人
- (3) 関係機関の職員 5 人以内
- (4) 関係団体が推薦する者 7 人以内

3 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝礼及び記念品)

第6条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月5日要綱第50号)

この要綱は、平成23年8月5日から施行する。

附 則(平成25年3月29日要綱第199号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日要綱第41号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月17日要綱第28号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日要綱第97号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

立川市障害者計画策定連絡会設置要綱

令和5年12月15日要綱第167号

改正

令和6年3月29日要綱第97号

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく立川市障害者計画（以下「障害者計画」という。）を策定するため、立川市障害者計画策定連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1） 障害者計画の策定に関すること。
- （2） その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、福祉部長を充て、副会長は、福祉部障害福祉課長を充てる。
- 3 委員は、別表に定める者を充てる。

（職務）

第4条 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、会長の命を受けて連絡会の事務に従事する。

（会議）

第5条 連絡会は、必要に応じて会長が招集する。

（関係職員の出席等）

第6条 連絡会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 連絡会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第97号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市長公室改革推進課長、総合政策部企画政策課長、財務部財政課長、市民生活部防災課長、市民生活部市民協働課長、産業文化スポーツ部地域文化課長、産業文化スポーツ部スポーツ振興課長、子ども家庭部子育て推進課長、子ども家庭部子ども家庭支援センター長、子ども家庭部子ども育成課長、子ども家庭部保育課長、福祉部福祉総務課長、福祉部地域福祉課長、保健医療部健康推進課長、まちづくり部交通対策課長、教育委員会事務局教育部指導課長、教育委員会事務局教育部教育支援課長及び教育委員会事務局生涯学習推進センター長

6 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく主なサービス

<自立支援給付>

障害の程度や介護・居住の状況等を踏まえて個別に支給決定されるサービスです。

介護給付	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設、病院等で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

訓練等給付	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、施設で宿泊しながら、能力向上のため必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A 型、B 型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の継続を図るために就労先・自宅等への訪問や必要な連絡調整・助言などを行います。
就労選択支援	令和7(2025)年 10 月から新設されるサービスです。就労について

	の適切な選択のため、短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価、就労に関する意向及び就労するために必要な配慮などの整理を行います。
自立生活援助	障害者支援施設等の退所者、精神科病院等を退院した者、グループホームの退居者等に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

相談支援	
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請にかかる支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整、計画の見直し、変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等に入所、入院している者に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、共同生活援助等の見学同行、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。
自立支援医療	
更生医療	身体障害者手帳所持者に対し、障害の程度を軽減したり、障害を除去したりするために行う医療について、費用負担を軽減する制度です。
育成医療	18 歳未満の児童で手術などにより障害の改善が見込まれる場合の医療費を助成します。
精神通院医療	精神障害者に対し、適正な医療を普及させ社会復帰を促進することを目的として、費用負担を軽減する制度です。

補装具	
補装具費の支給	身体障害者手帳所持者又は難病患者等に対し、日常生活等の能率を向上させることを目的として、補装具の作製や修理に要する費用負担を軽減する制度です。

<地域生活支援事業>

市町村が地域の実情に応じて創意工夫により事業の詳細を決定できるサービスです。

地域生活支援事業	
相談支援事業	障害福祉課窓口及び市内3か所の委託事業所により実施しています。また、自立支援協議会を設置し地域における課題の解決や、ネットワークの構築に取り組んでいます。
意思疎通支援	聴覚障害等のため、コミュニケーションを図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等を派遣する事業です。
日常生活用具給付事業	障害者等に対し、自立生活を支援する用具等を給付又は貸与する事業です。
移動支援	屋外での移動が困難な障害者等について円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。相談支援事業も実施しています。
成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な知的障害者または精神障害者に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用及び後見人等の報酬を助成する事業です。
居住支援	委託事業として立川市社会福祉協議会が実施する公的保証人制度を活用して賃貸住宅等への入居を支援しています。

<児童福祉法に基づくサービス>

障害児通所支援等	
児童発達支援	未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを促進します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障害児に対し、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
障害児相談支援	計画相談支援と同様に、障害児についても、指定障害児相談支援事業者が通所サービスの利用にかかる「障害児支援利用計画案」(障害児相談支援)を作成します。

7 立川市の障害者（児）サービス事業所・施設等

令和6（2024）年12月1日現在

<訪問系サービス>

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
居宅介護	30 か所	重度訪問介護	26 か所
同行援護	9 か所	行動援護	5 か所
重度障害者等包括支援	0 か所		

<日中活動系サービス>

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
生活介護	16 か所	自立訓練(機能訓練)	0 か所
自立訓練(生活訓練)	5 か所	宿泊型自立訓練	1 か所
就労移行支援	14 か所	就労継続支援A型	2 か所
就労継続支援B型	22 か所	就労定着支援	10 か所
療養介護	0 か所	短期入所	4 か所

<居住系サービス>

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
自立生活援助	2 か所	共同生活援助(グループホーム)	47 か所
施設入所支援	2 か所		

<相談支援>

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
計画相談支援	17 か所	地域移行支援	5 か所
地域定着支援	5 か所		

<障害児通所支援等>

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
児童発達支援	11 か所	医療型児童発達支援	0 か所
放課後等デイサービス	23 か所	保育所等訪問支援	1 か所
居宅訪問型児童発達支援	1 か所	障害児相談支援	9 か所

<地域活動支援センター>

名称	所在地
地域活動支援センターたあふく	立川市富士見町 2-36-47
地域活動支援センター連	立川市高松町 1-17-20

立川市第7次障害者計画
令和7（2025）年7月発行

発行 立川市
〒190-8666
東京都立川市泉町 1156 番地の9
電話 042 - 523 - 2111（代表）
FAX 042 - 529 - 8676
ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>
編集 福祉部障害福祉課